

東根市こども計画（案）

山形県東根市

令和7年 月

はじめに

令和7年12月

東根市長 土田 正剛

目次

第1章 計画策定の趣旨等		
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	本計画の関連計画	1
4	計画の期間	2
5	計画の対象	2
6	計画策定の視点	2
7	計画策定の経緯	3
8	SDGs目標との対応	4
第2章 東根市の現状と課題		
1	人口の推移	6
2	出生の動向	7
3	世帯の動向	7
4	就業の状況	8
5	児童扶養手当を受給している母子・父子世帯の推移	10
6	こどもの貧困率の状況	10
7	こどもの生活について	11
8	アンケート調査（小中学生）の実施	14
9	関連する各種統計	20
10	各種調査結果からみえる課題	21
第3章 東根市における取り組み		
1	基本理念	23
2	基本方針	23
3	計画の体系	26
第4章 東根市のこども施策の展開		
I	すべてのこどもの幸せに寄り添った支援を行います	28
(1)	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	29
(2)	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	31
(3)	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	38
(4)	こどもの貧困対策	40
(5)	障がい児支援・医療的ケア児等への支援	43
(6)	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	45
(7)	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み	49

Ⅱ	それぞれのライフステージにおける子育て・こどもの育ちを支援します	55
(1)	こどもの誕生前から幼児期まで	56
(2)	学童期・思春期	60
(3)	青年期	70
Ⅲ	すべての保護者が安心して子育てができるよう支援します	74
(1)	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	75
(2)	地域子育て支援、家庭教育支援	77
(3)	共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	79
(4)	ひとり親家庭への支援	80

第5章 計画の推進

1	計画の推進体制・意見反映	82
2	計画の実施状況の点検・評価・見直し	82

第6章 「えがお まんなか ひがしねし ～よりそい ささえ ともに そだつ まち」の実現に向けた数値目標

83

第7章 参考資料

86

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

令和5年4月1日に施行されたこども基本法において、市町村はこども大綱及び県こども計画を勘案して、こども施策についての計画（以下、「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとされました。

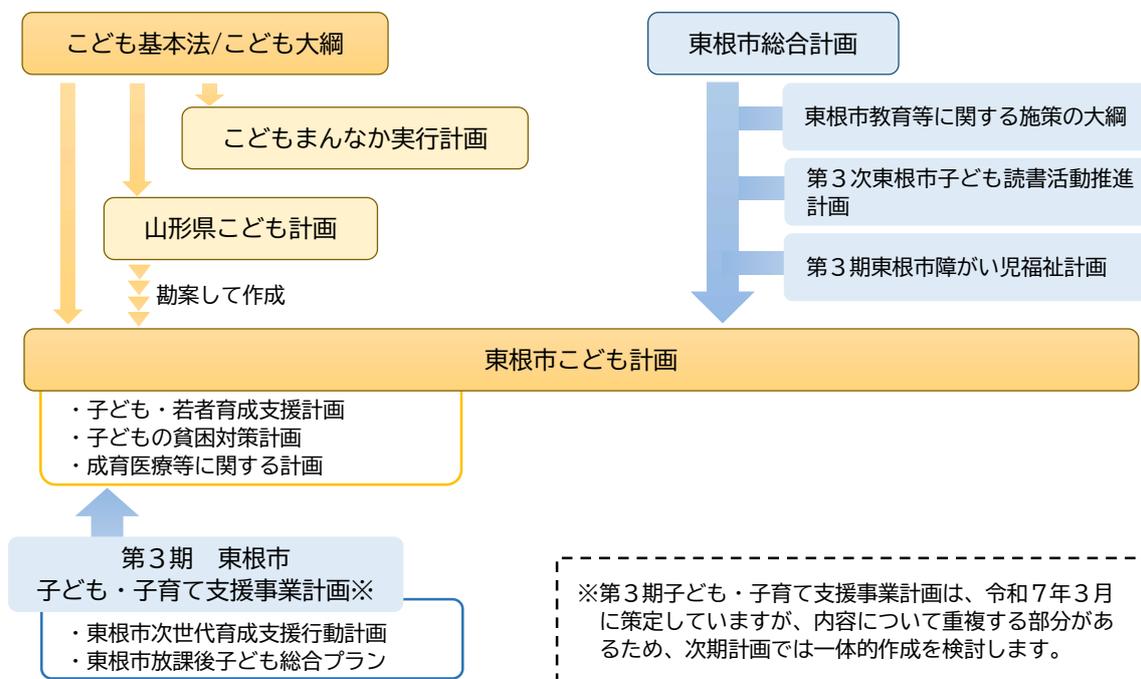
これまで、子育て支援に関する事項については、子ども・子育て支援事業計画を策定し推進してきましたが、ヤングケアラー対策やこどもの貧困対策など、子ども・若者を取り巻く課題への対応や、こどもを中心においた施策展開を図る必要があることから、こども施策を総合的に推進するための計画として「東根市こども計画」を新たに策定します。

2 計画の位置づけ

第5次東根市総合計画及び各個別行政計画との整合性を図りつつ、総合計画に掲げるこども関連施策の全体像と基本的な方向性を示す、こども施策に関する個別計画とします。

また、本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」とし、合わせて、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に定める「市町村計画」、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針に定める「成育医療等計画」として位置づけます。

3 本計画の関連計画



4 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間の計画とします。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
東根市こども計画					次期計画

5 計画の対象

こども基本法では、「こども」の定義を「心身の発達の過程にある者」としており、年齢の上限を設けていませんが、本計画では、「こども」を概ね18歳未満の者、「若者」を中学生年代から29歳までの者とします。「こども」と「若者」は一部重複し、また、一部の施策については、年齢を30歳から40歳未満のポスト青年期まで拡大しているものもあります。

※本計画では、こども基本法の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」を使用しています。ただし、法律等に基づく用語や固有名詞、引用元などで「子ども」「子供」を用いている場合などは、「子ども」「子供」を使用しています。

乳幼児期	学童期	思春期	青年期
義務教育年齢に達するまで	小学生年代	中学生年代から概ね18歳まで	概ね18～29歳
こども			若者

6 計画策定の視点

(1) こども大綱に沿った施策の推進

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現を目指して、大綱で示された「基本的な方針」「重要事項」「必要な事項」に沿った施策を推進していきます。

(2) こども・若者の意見や視点を大切にしたい計画

「こどもまんなか社会」の当事者であるこども・若者の意見や視点を大切に、計画に反映させていきます。

(3) 東根市の地域特性を考慮した計画

「こどもまんなか社会」を実現するために、地域の課題・ニーズ、地域資源など、地域の特性を考慮した計画とします。

7 計画策定の経緯

こども基本法第3条第3号及び第4号にある「年齢や発達の程度に応じてこどもが意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会の確保や意見尊重」の基本理念を踏まえ、本計画の策定に際し、こどもや子育て家庭、その他関係者から広く意見を聴き、計画策定の基礎資料として分析を行いました。

(1) アンケート調査（小中学生）の実施

・概要

市内のこどもの現状及び課題を把握し、計画の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

・調査対象者

市立の小中学校に在籍する小学5年生、中学2年生

・調査期間

令和7年1月

・調査方法

学校活動内で児童生徒のタブレットからWeb回答フォームにアクセスしてもらい、アンケートを実施

・回答率

	対象数	有効回答数	有効回答率
小学5年生	458人	341人	74%
中学2年生	431人	273人	63%
合計	889人	614人	69%

(2) 山形県子どもの生活実態調査の実施

・概要

山形県がこどもの貧困対策の効果的な施策展開と施策の充実を図るための基礎資料を得るために実施したアンケート調査より、東根市民の回答を活用しました。

・調査対象者

令和5年4月1日現在、満5歳（年長児相当）、満10歳（小学5年生）、満13歳（中学2年生）、満16歳（高校2年生相当）のこどもとその保護者

※満5歳は保護者のみ

・調査期間

令和5年12月～令和6年1月

・調査方法

郵送により調査票を配布・回収

・回答率

	対象数	有効回答数	有効回答率
こども	5, 282世帯	1, 610世帯	30%
保護者	6, 755世帯	2, 257世帯	33%

(3) 第3期東根市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査の実施

・概要

東根市子ども・子育て支援事業計画策定のための基礎資料とするため、アンケート調査を活用しました。

・調査対象者

就学前児童の保護者及び小学生児童（1～3年生）の保護者

・調査期間

令和6年1月16日～2月2日

・調査方法

幼稚園、保育所等を通じた配布回収または郵送による配布回収

・回答率

	対象数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	1, 006件	712件	71%
小学生児童（1～3年生）の保護者	506件	286件	57%

(4) 東根市子ども・子育て会議・東根市健康づくり推進協議会による審議

計画の策定にあたり、こどもや若者、子育て当事者などの意見を反映するとともに、こどもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、こども・子育て支援や教育、医療の関係者、保護者、学識経験者などで構成する「東根市子ども・子育て会議」「東根市健康づくり推進協議会」で計画内容について協議しました。

(5) パブリックコメントの実施

令和7年 月に、事前に計画素案を示し広く市民から意見などを募集するパブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

8 SDGs目標との対応

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で

採択された「持続可能な開発のための 2023 アジェンダ」に記載され、「誰一人取り残さない」を原則に、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国連目標です。

本計画においても、SDGs の趣旨を踏まえ、こども施策の推進に取り組み、SDGs の目標達成に貢献します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



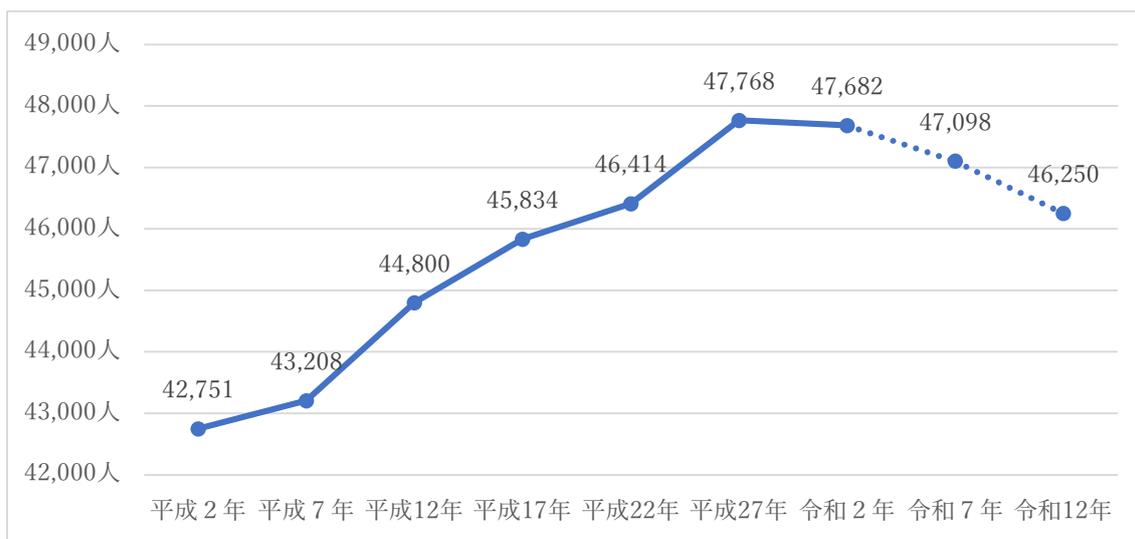
(資料) 国際連合広報センター

第2章 東根市の現状と課題

1 人口の推移

平成27年までは人口増で推移してきましたが、以降緩やかに減少に転じ、令和7年以降も、人口は減少傾向で推移すると推計されています。

令和2年の国勢調査で県内の状況を見ると、東根市の年少人口の割合は最も高く、老年人口割合は最も低くなっています。県内における本市の少子高齢化の進行は、比較的緩やかとなっています。



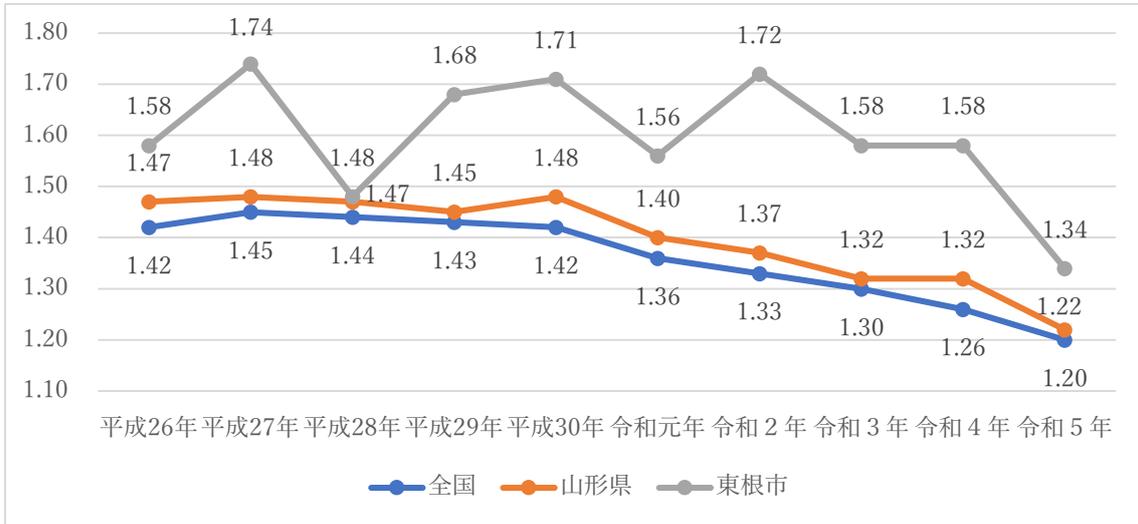
(資料) 平成2年～令和2年：国勢調査
令和7年、12年：国立社会保障・人口問題研究所による推計人口

区分		1位	2位	3位	4位	5位	前回1位
年少人口割合 (0～14歳)	高い	東根市 13.7%	三川町 13.1%	天童市 13.0%	寒河江市 12.6%	高畠町 12.1%	東根市 14.3%
生産年齢人口割合 (15～64歳)	高い	山形市 58.6%	東根市 58.0%	米沢市 57.8%	天童市 56.8%	新庄市 55.7%	山形市 60.2%
老年人口割合 (65歳以上)	低い	東根市 28.3%	山形市 29.6%	天童市 30.3%	米沢市 31.2%	寒河江市 32.1%	東根市 26.1%

(資料) 令和2年：国勢調査

2 出生の動向（合計特殊出生率）

合計特殊出生率については、全国・県よりも高い数値で推移しています。

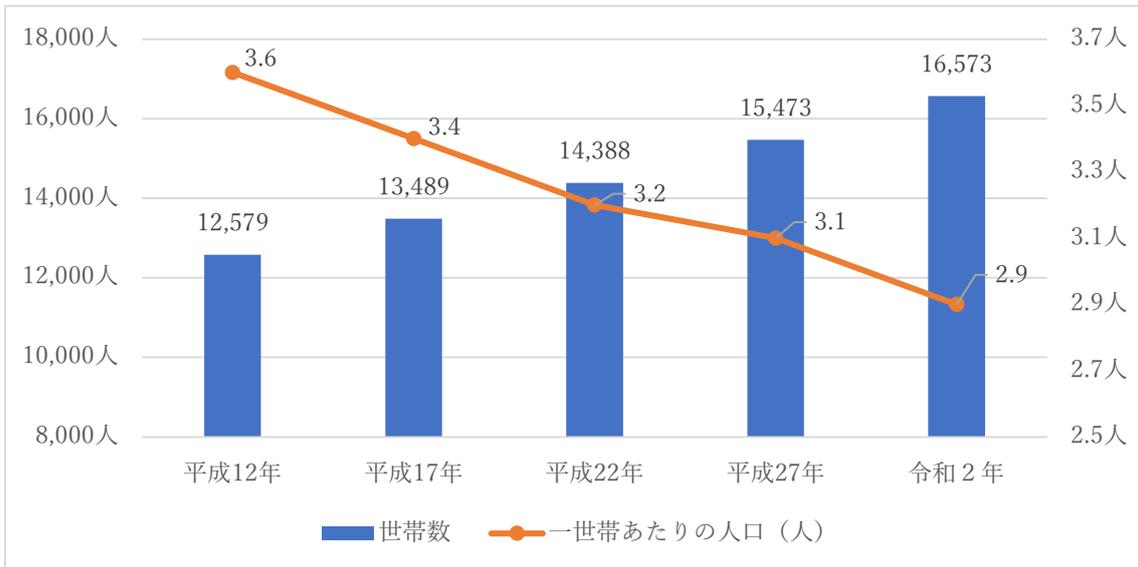


（資料）山形県健康福祉部保健福祉統計年報

3 世帯の動向

（1）世帯数と一世帯あたりの人口の推移

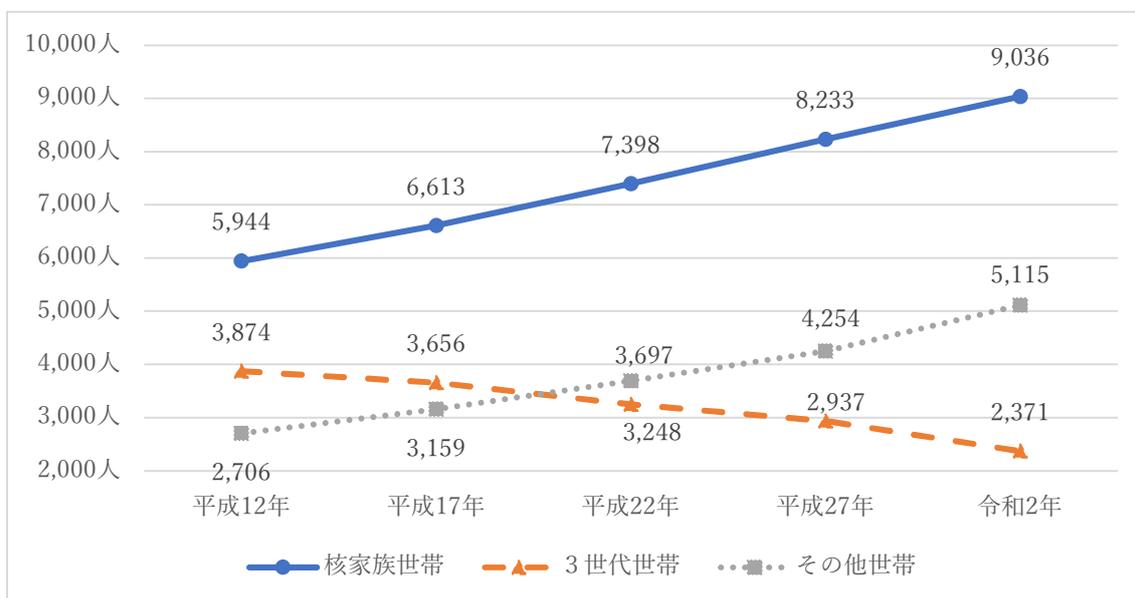
世帯数は増加し、一世帯あたりの人口（世帯員の数）が減少する傾向は、今後も続く見込まれます。令和2年には、一世帯あたりの人口は3人を切っており、核家族及び単身世帯が増加していることがうかがえます。



（資料）国勢調査

(2) 世帯構成の推移

世帯構成の推移でも、3世代世帯が減少し、核家族化が進んでいます。



(資料) 国勢調査

4 就業の状況

(1) 男女別の状況

令和2年の就業率を平成27年と比較すると、男性は1.9ポイント、女性は4.6ポイント上昇しています。

単位：人、率

	男性			女性		
	15歳以上人口	就業者数	就業率	15歳以上人口	就業者数	就業率
平成27年	20,258	14,583	72.0%	20,694	10,698	51.7%
令和2年	19,936	14,723	73.9%	20,849	11,731	56.3%

(資料) 国勢調査

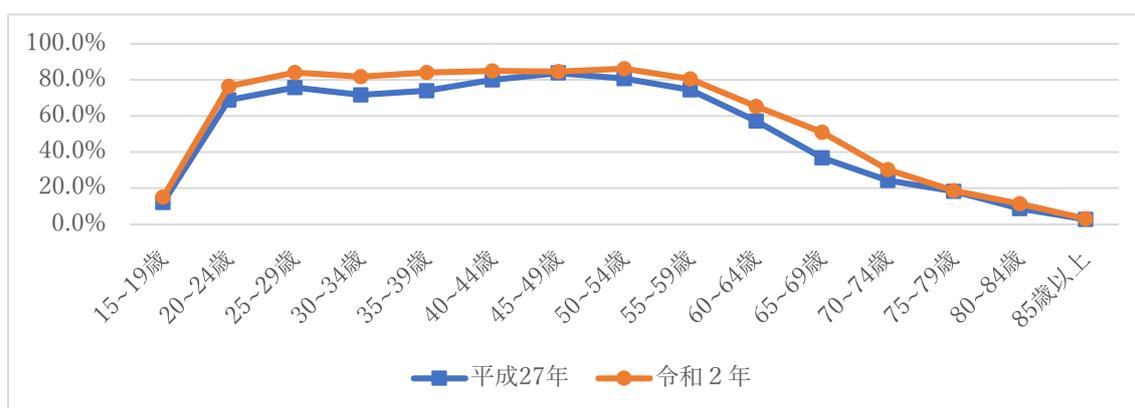
(2) 女性の年齢別就業率の推移

結婚・出産期に当たる世代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという「M字カーブ」(*)については、平成27年ではこの傾向が見られましたが、令和2年ではこの傾向が緩やかになり、継続して就労する傾向が見られます。

単位：率

	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳
平成27年	12.0%	68.9%	75.8%	71.7%	74.0%	79.9%	83.8%	80.6%
令和2年	15.0%	76.5%	84.1%	81.7%	84.0%	84.9%	84.5%	86.2%
	55～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85歳 以上	
平成27年	74.5%	57.2%	36.9%	24.3%	18.3%	8.7%	2.7%	
令和2年	80.5%	65.3%	51.0%	30.2%	18.6%	11.4%	3.1%	

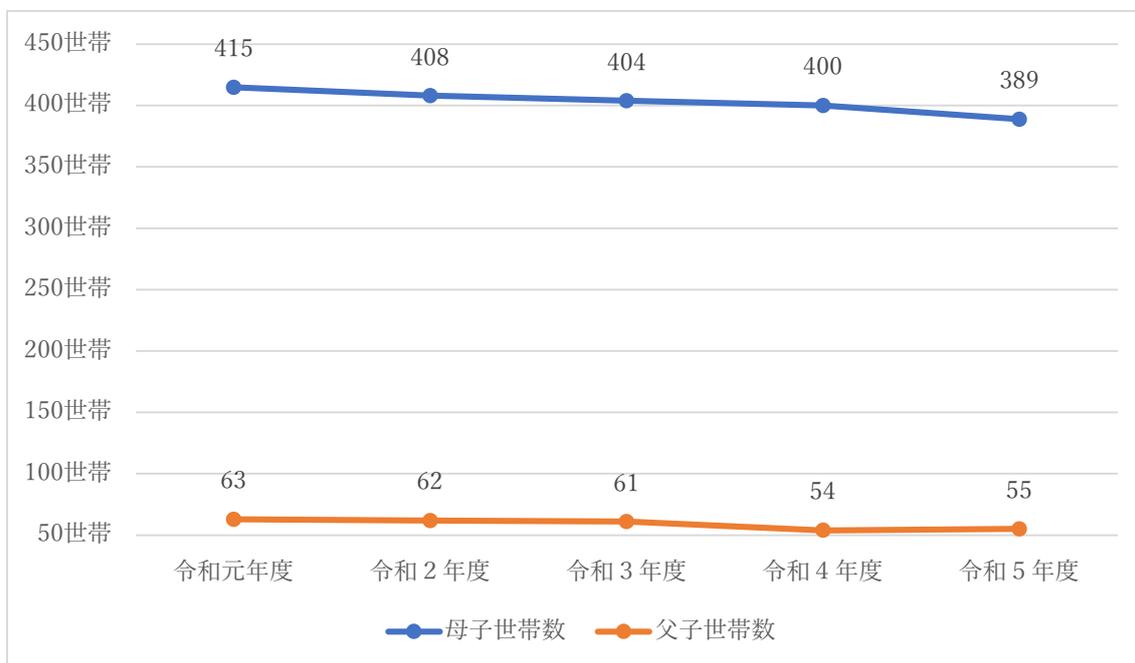
(*) M字カーブ：女性の年齢階級別の労働力率をグラフ化したときに、結婚・出産期に当たる世代が谷となり、その前後の世代が山となって、アルファベットの「M」の字の形に似たような形を示すこと。ただし、ここでは労働力率ではなく就業率に用いている。



(資料) 国勢調査

5 児童扶養手当を受給している母子・父子世帯の推移

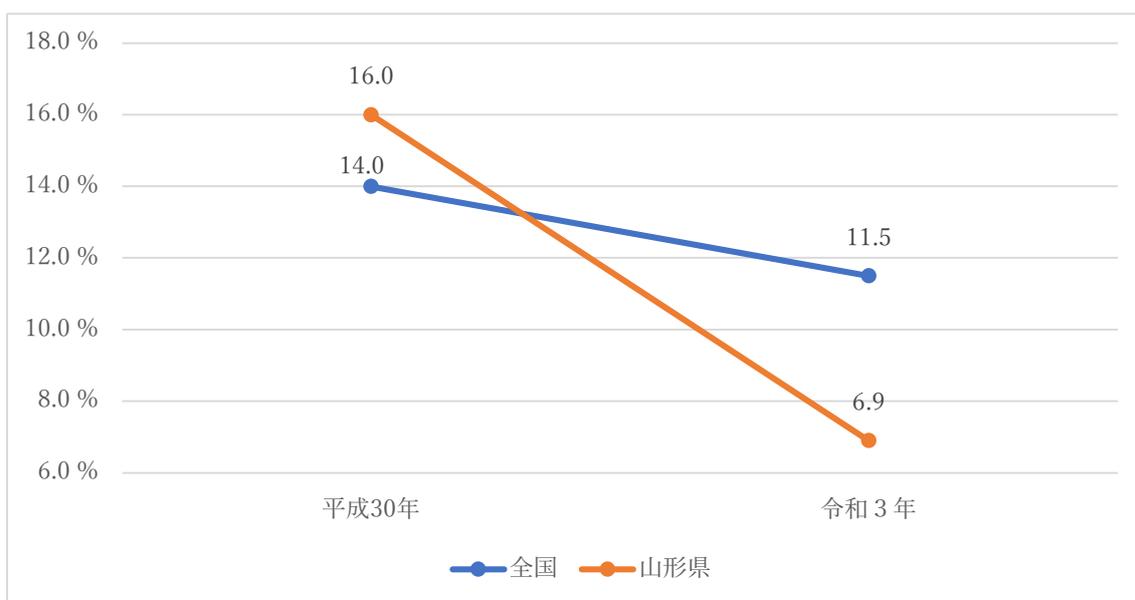
母子・父子世帯ともにほぼ横ばいで推移しています。



(資料) こども家庭課の概要

6 こどもの貧困率の状況

山形県の貧困率は、平成30年に比べ、令和3年には改善し、全国平均よりも下回っています。

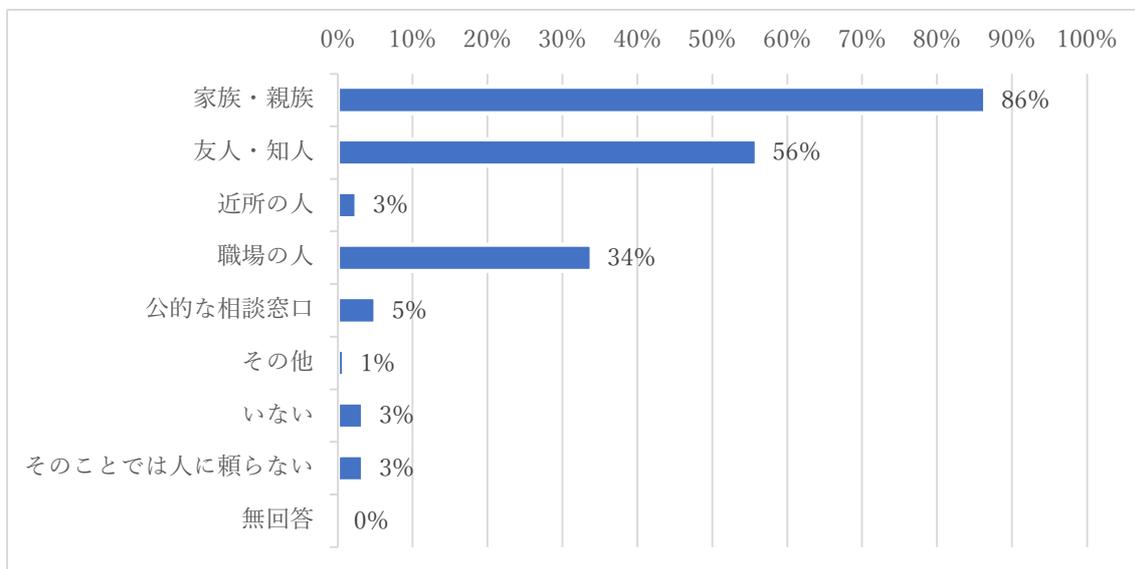


(資料) 国民生活基礎調査、山形県子どもの生活実態調査

7 こどもの生活について

(1) 子育てに関する相談で頼れる人はいますか。【調査対象：保護者】

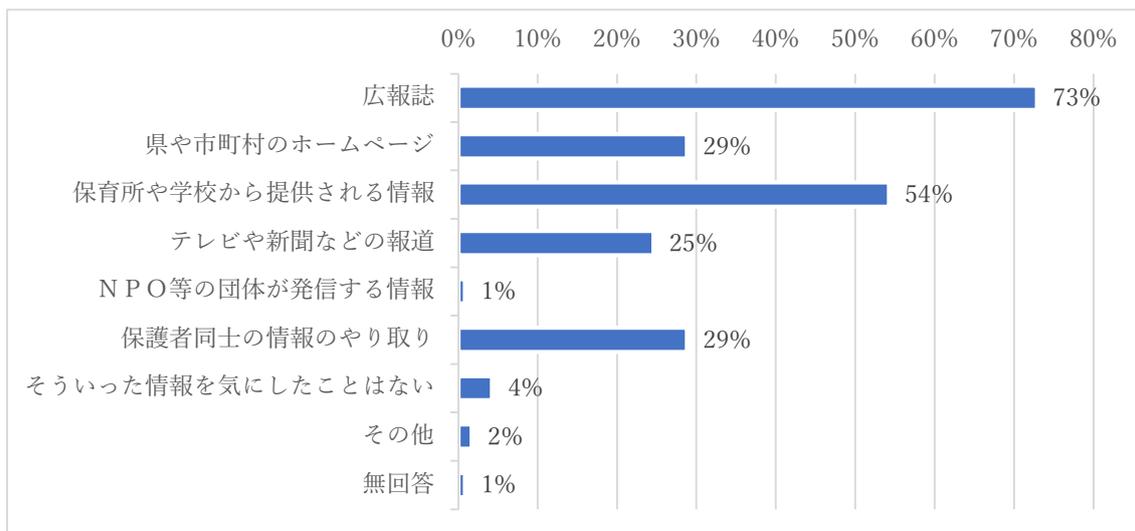
気軽に相談できる相手として、「家族・親族」「友人・知人」といった近い人が上位に挙げられており、「公的な相談窓口」はあまり挙げられていない状況です。



(資料) 山形県子どもの生活実態調査

(2) 県や市町村が実施している子育てや生活に関する支援の情報をどうやって知りますか。【調査対象：保護者】

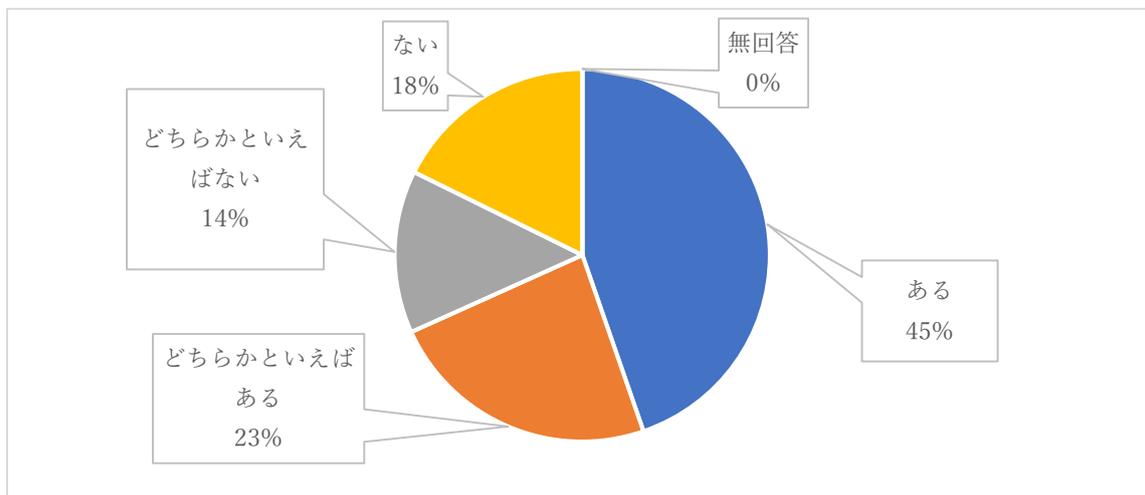
情報入手先は「広報誌」が7割、「保育所や学校から提供される情報」が5割となっています。保護者同士の情報のやり取りによる共有も多い状況です。



(資料) 山形県子どもの生活実態調査

(3) あなたは、将来の夢がありますか。【調査対象：こども】

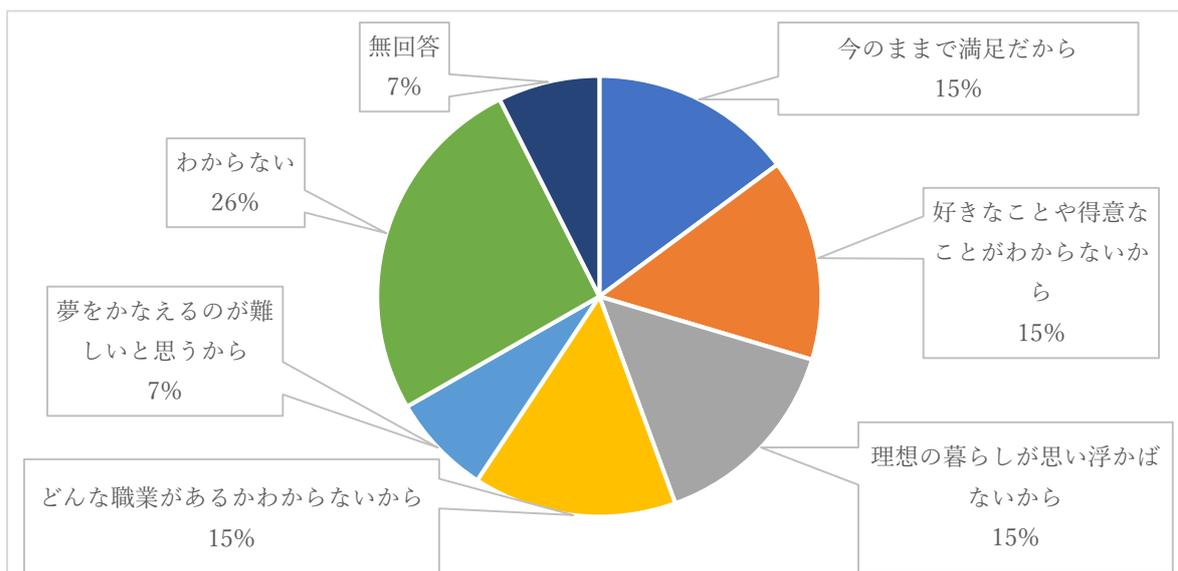
こども自身の将来の夢があるかをみると、『夢がある』（「ある」と「どちらかといえばある」の合計）は7割弱、『夢がない』（「ない」と「どちらかといえばない」の合計）は3割となっています。



(資料) 山形県子どもの生活実態調査

(4) 夢がない理由は何ですか。【調査対象：こども】

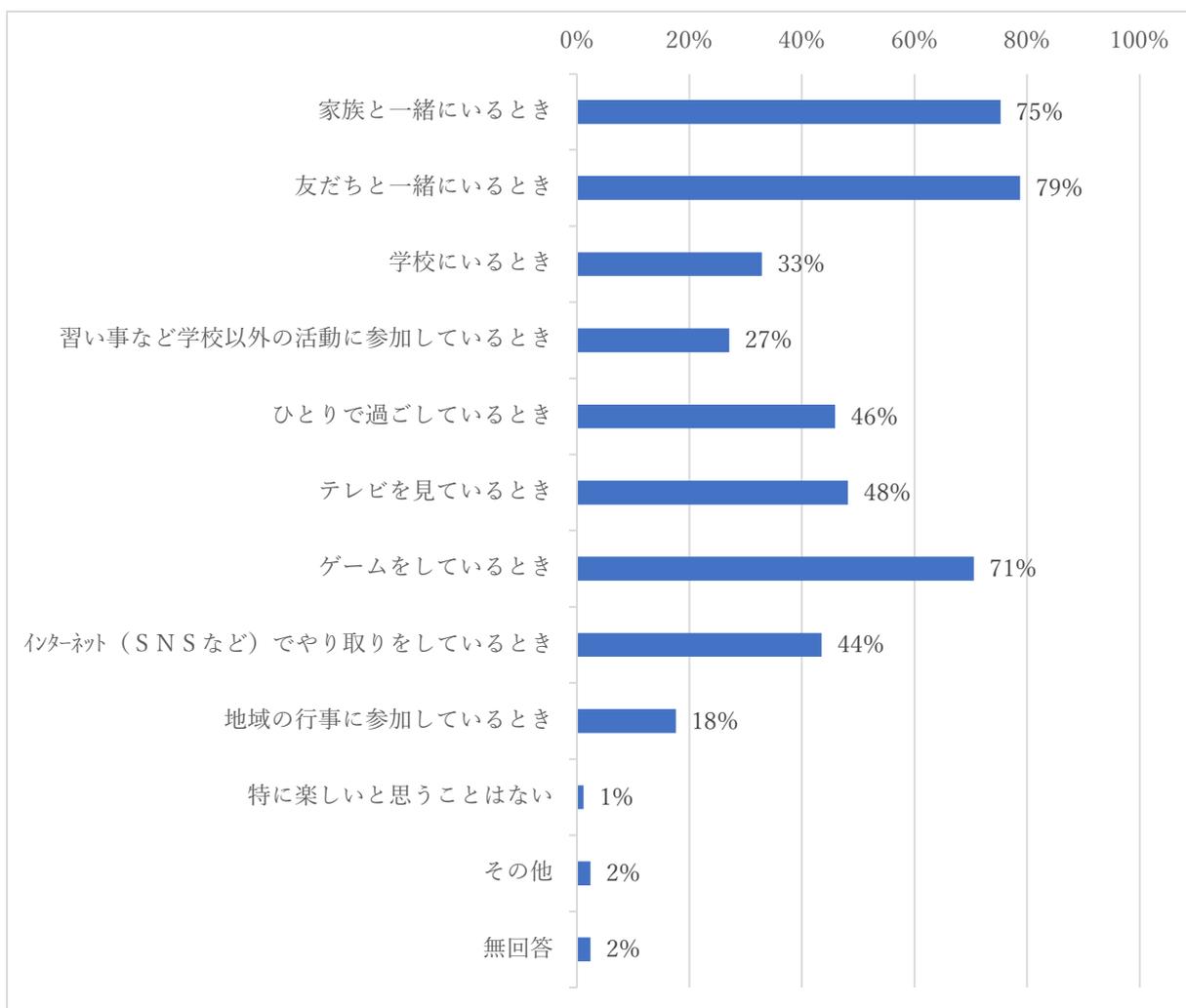
「今のままで満足だから」、「好きなことや得意なことがわからないから」、「理想の暮らしが思い浮かばないから」、「どんな職業があるかわからないから」がほぼ総数で全体の6割を占めています。



(資料) 山形県子どもの生活実態調査

(5) あなたは、どんな時に楽しいと感じたり安心したりしますか。【調査対象：こども】

「家族と一緒にいるとき」、「友だちと一緒にいるとき」がそれぞれ8割弱を占める一方で、「特に楽しいと思うことはない」と回答するこどももいる状況です。



(資料) 山形県子どもの生活実態調査

8 アンケート調査（小中学生）の実施

（1）生活の満足度

問 あなたは、あなたの最近の生活にどのくらい満足していますか。「0」から「10」の数字で教えてください。

※「0」は「全く満足していない」を、「10」は「十分満足している」ことを意味しています。



小学5年生は「10」（34.6%）、中学2年生は「8」（24.5%）が最も高い割合を占める。「7以上」と回答した割合は、小学5年生が77.7%、中学2年生が76.9%となり、いずれも7割以上であった。

■生活の満足度■



※参考 ことも大綱の数値目標：「生活に満足している」と思うこどもの割合=70%
現状 60.8%（生徒の学習到達度調査 2022年・0～10の選択肢で7以上と答えた15歳の割合）

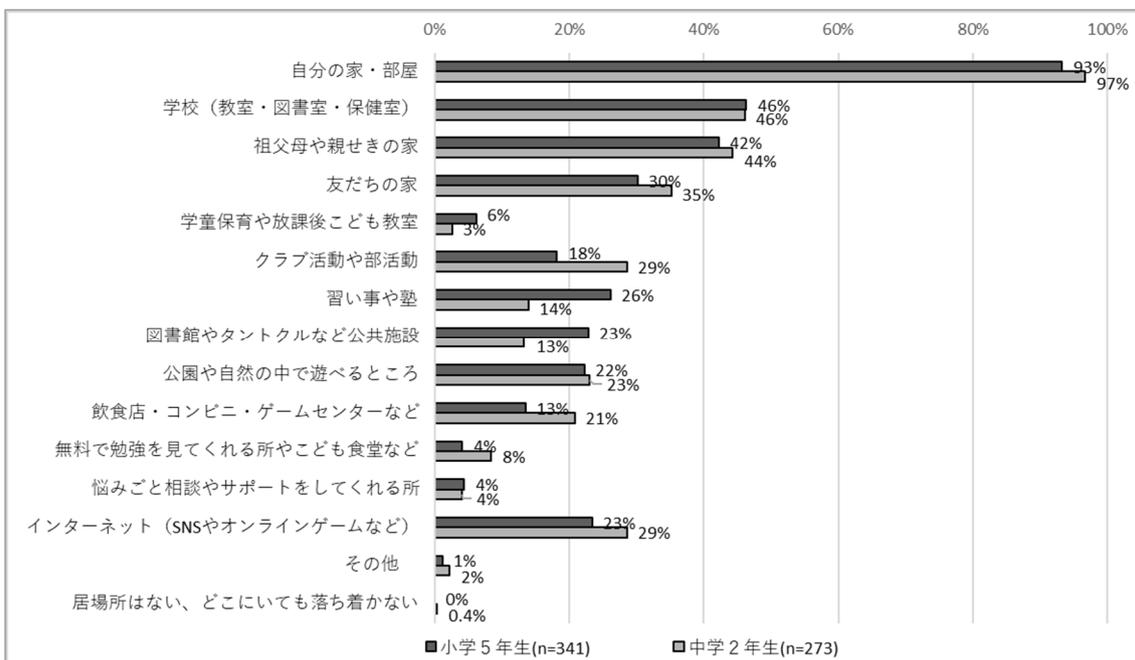
（2）居場所

問 あなたの居場所（安心していられる所・ここにいたいと感じる所）だと思ふところを教えてください。【複数回答】



小中学生ともに「自分の家・部屋」が最も多い。
次いで「学校（教室・図書室・保健室）」や「祖父母や親せきの家」が続く。また、約4人に1人が「インターネット（SNSやオンラインゲームなど）」を選択した。

■居場所■



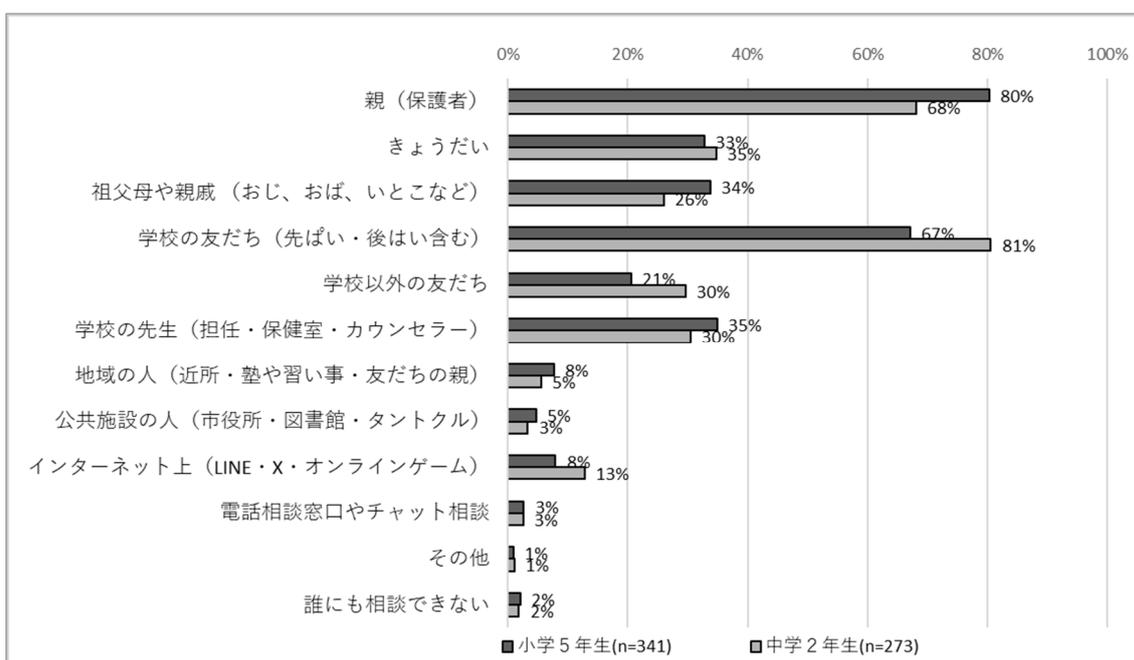
(3) 悩みを相談する人

問 あなたが悩んだり困ったときに相談している（できると思う）人はだれですか。【複数回答】



小学5年生は「親（保護者）」、中学2年生は「学校の友だち（先ばい・後はい含む）」が最も多い。一方で、「誰にも相談できない」と12人が回答した。

■悩みを相談する人■



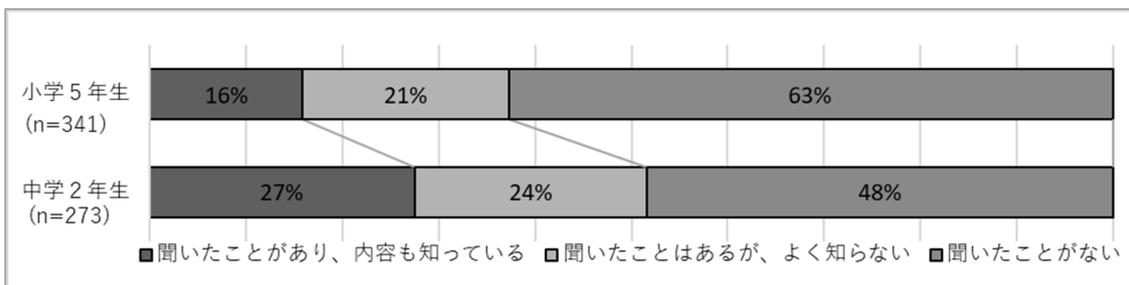
(4) ヤングケアラーの認知度

問 「ヤングケアラー」という言葉をこれまで聞いたことがありますか。



小中学生ともに「聞いたことがない」が最も多い。小学5年生に比べ、中学2年生の方が「聞いたことがあり、内容も知っている」人の割合が高い。

■ヤングケアラーの認知度■



(5) 東根市に住みたいと思うか

問 これからも東根市に住みたいと思いますか。「0」から「10」の数字で教えてください。

※「0」は「住みたくない」を、「10」は「住みたい」ことを意味しています。



小中学生ともに「10」が最も高い割合を占める。「7以上」と回答した割合は、小学5年生（88.3%）に比べ、中学2年生（69.6%）の方が低かった。

■東根市に住みたいと思うか■



(6) 東根市がどんなまちになってほしいか

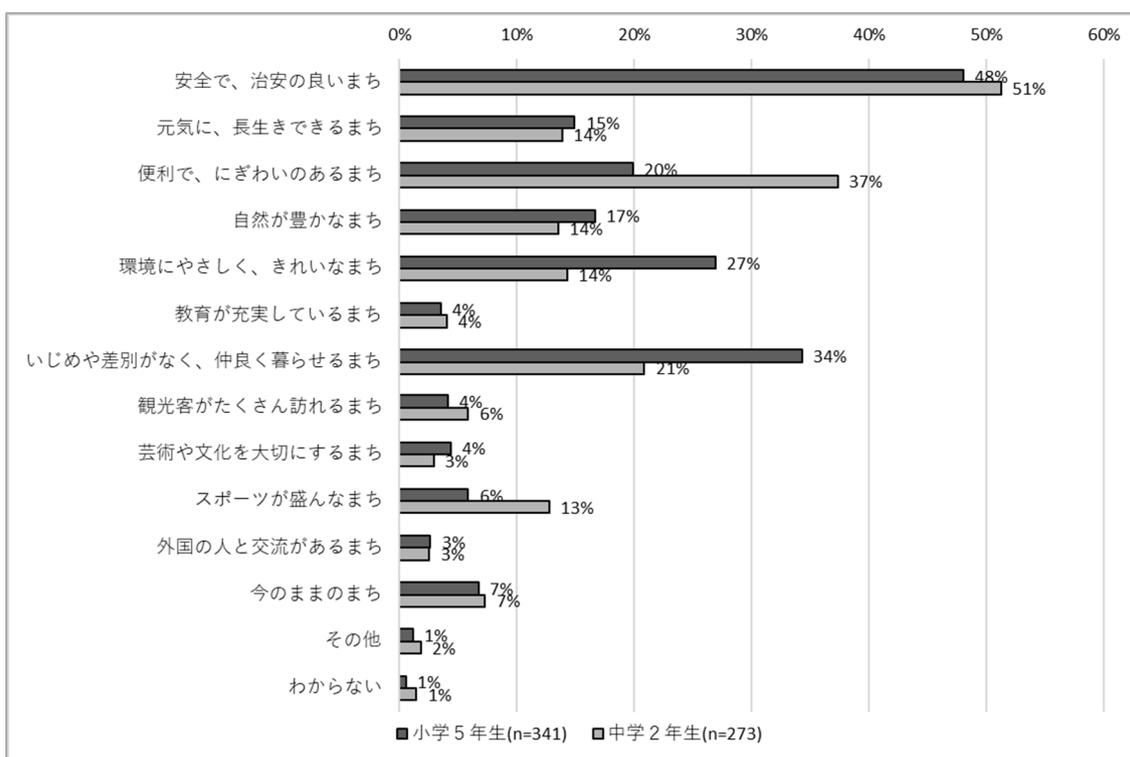
問 東根市がどんなまちになってほしいと思いますか。【2つまで選択】



小中学生ともに「安全で、治安の良いまち」が最も多い。

次いで、小学5年生は「いじめや差別がなく、仲良く暮らせるまち」が、中学2年生は「便利で、にぎわいのあるまち」が多い。

■東根市がどんなまちになってほしいか■



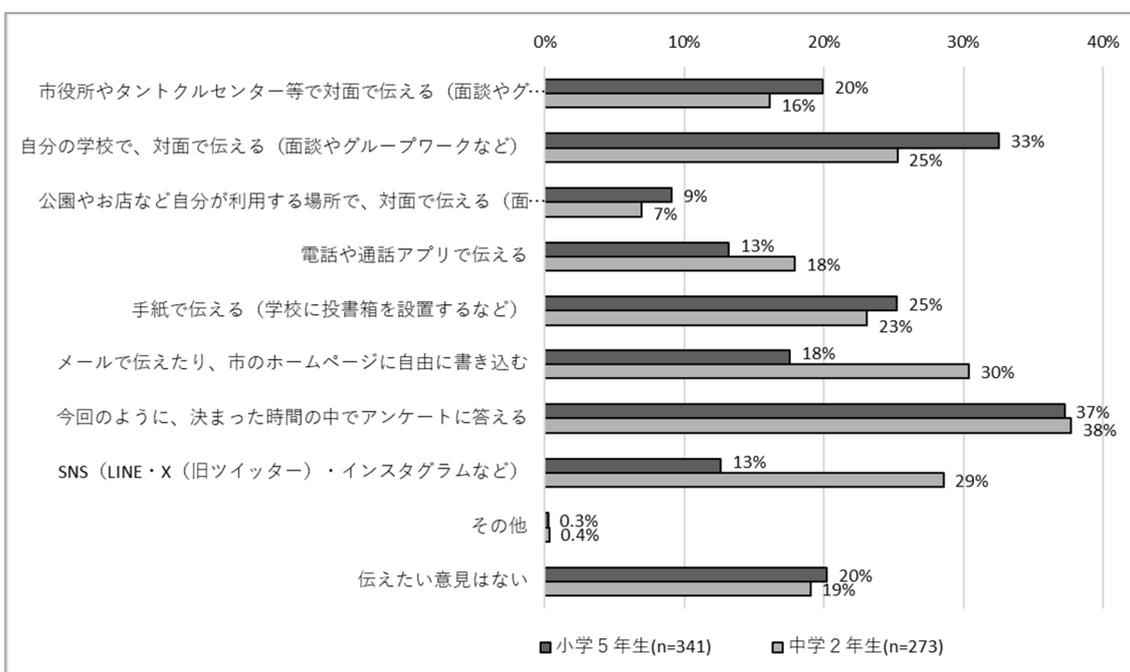
(7) 自分の意見を伝える方法や手段

問 あなたは、どんな方法や手段があれば、東根市に対して、自分の意見を伝えやすいと思いますか。【複数回答】



小中学生ともに「今回のように、決まった時間の中でアンケートに答える」が最も多い。次いで、小学5年生は「自分の学校で、対面で伝える（面談やグループワークなど）」が、中学2年生は「メールで伝えたり、市のホームページに自由に書き込む」が多い。

■自分の意見を伝える方法や手段■



9 関連する各種統計

(1) 「こどもの権利条約」の認知度について

項目	現状	出典
「こどもの権利条約」の認知度 (あなたは、「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)について聞いたことがありますか」という質問に「どんな内容がよく知っている」「どんな内容が少し知っている」「名前だけ聞いたことがある」と回答した人の割合)	小学1～3年生 16.8% 小学4～6年生 32.0% 中学生 43.2% 高校生 67.1% 大人 53.2% (令和5年度)	「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」(こども家庭庁)

(2) こどもの意見を尊重できる環境について

項目	現状	出典
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	15.7% (令和5年度)	「こども政策の推進に関する意識調査」(こども家庭庁)
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	20.3% (令和5年度)	「こども政策の推進に関する意識調査」(こども家庭庁)

10 各種調査結果からみえる課題

(1) こどもの権利・意見の尊重

- ・こどもの権利に関する認知度が低いため、こども・若者や子育て当事者、教育・保育に携わる者をはじめとする全ての大人へ広く周知することが必要です。
- ・こどもの権利を社会全体で共有し、こどもの意見を尊重できる環境づくりが必要です。
- ・こども政策に関して意見を聴いてもらえていると思うこども・若者の割合が低いため、こども・若者の声や意見を聴く仕組みづくりが必要です。
- ・ヤングケアラーの普及啓発を行うとともに、ヤングケアラーが相談しやすい環境づくり及び支援の検討が必要です。

(2) こども・若者の居場所

- ・こどもの希望を踏まえた居場所（安心していられる所・ここにいたいと感じる所）が必要です。
- ・すべてのこども・若者が安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、多様な体験機会に触れることができる居場所づくりが必要です。

(3) 相談支援

- ・「だれにも相談できない」と回答する小中学生がいるため、寄り添い型の対応や相談体制の充実を図る取り組みが必要です。
- ・こどもが心身ともに健やかに成長するため、家庭内の表面化しづらい問題についても対応できるように関係機関と連携していくことや相談先の周知方法の工夫、安心して相談できる環境づくりが必要です。

(4) 経済的支援

- ・山形県全体としてこどもの貧困率は改善している状況ではありますが、近年の物価高騰等の影響により「生活が苦しい」と感じる貧困世帯の割合は増加しているため、経済的な支援への取り組みが必要です。
- ・市内の児童扶養手当を受給しているひとり親世帯が横ばいで推移している状況を踏まえると、すべてのこども・若者とその家族が安心して生活できるような支援が必要です。
- ・こどもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、世代を超えて連鎖することのないよう、こどもの貧困対策を推進していくことが必要です。

(5) 子育て支援サービスの充実

- ・共働き世帯の増加や核家族化、また、県全体として正職員で働く女性が多く、育児をしている女性の有業率も高い状況など子育てをしながら働く女性が全国に比べて多い現

状を踏まえ、それぞれの世帯に応じながら、安心して妊娠・出産、子育てができるように切れ目のない子育て支援サービスの充実が必要です。

- ・子育ての不安や悩みに対応する体制の充実と情報発信の強化を図り、様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐことやライフステージに応じた重層的なアプローチが必要です。

第3章 東根市における取り組み

1 基本理念

こども大綱では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を「こどもまんなか社会」と定義づけています。

本計画は、この「こどもまんなか社会」の考え方を踏まえながら、次のとおり基本理念を掲げます。

えがお まんなか ひがしねし
～よりそい ささえ ともに そだつ まち～

こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るために各種こども政策に取り組みます。

行政・各種団体・地域が連携し、こども・子育ての取り組みを総合的かつ計画的に推進することで、こどもから大人まで、生まれた環境に関係なく、みんながまんなかで笑顔があふれる東根市を目指します。

2 基本方針

I すべてのこどもの幸せに寄り添った支援を行います

すべてのこどもの権利を保障し、その幸せに向けて、東根市の子育て支援に共通した普遍的な理念としての「^{ゆういく}遊育と^{ともいく}共育の推進」を掲げながら、こどもを権利の主体として多様な人格や個性を尊重するとともに、こども・若者が活躍できる環境づくりを推進します。

生まれた環境によらず、こどもの健やかな成長を地域全体で見守り、幸せな状態で安定した生活が送れるよう、こどもの貧困対策や障がい児支援・医療的ケア児等への支援、自殺対策に総合的に取り組みます。

II それぞれのライフステージにおける子育て・こどもの育ちを支援します

ライフステージを「こどもの誕生前から幼児期まで」、「学童期・思春期」、「青年期」の大きく3つに分け、それぞれの段階における課題・目指すべき社会像を整理し、関係機関等が連携を図りながら、切れ目のない子育て支援に取り組めます。

こどもや家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合っており、表出するものであり、その課題に対する支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境等への対応も含めて重層的なアプローチを行います。

III すべての保護者が安心して子育てができるよう支援します

保護者が経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、安心して子育てできる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解と促進、仕事と子育てを両立するための基盤整備や男女共同参画による子育て意識の醸成、保護者が安心して子育てができる環境整備、子育てや教育に関する経済的負担の軽減に取り組めます。

また、保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実、ひとり親家庭への支援を通して、それぞれの世帯に寄り添った支援に取り組めます。

こどもまんなか社会とは具体的に以下のことを指します。

- 全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら
 - ・心身ともに健やかに成長することができます。
 - ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができます。
 - ・様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができます。
 - ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができます。
 - ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができます。
 - ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できます。
 - ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができます。
 - ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができます。

- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができます。
- 20代、30代を中心とする若い世代が、
 - ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができます。
 - ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができます。
 - ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、子どもを産み育てることや、不安なく、子どもとの生活を始めることができます。
 - ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、子どもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができます。そうした環境の下で、子どもが幸せな状態で育つことができます。

資料：自治体子ども計画策定のためのガイドラインより

3 計画の体系

(基本理念)

えがお まんなか ひがしねし
～よりそい ささえ ともに そだつ まち～

I すべてのこどもの幸せに寄り添った支援を行います

- (1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - ①遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
 - ②こどもまんなかまちづくり
 - ③こども・若者が活躍できる機会づくり
 - ④こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
- (3)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4)こどもの貧困対策
- (5)障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (6)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
 - ①児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
 - ②ヤングケアラーへの支援
- (7)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み
 - ①こども・若者の自殺対策
 - ②こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども・若者の性犯罪・性暴力対策
 - ③犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備、非行防止と自立支援

II それぞれのライフステージにおける子育て・こどもの育ちを支援します

こどもの誕生前から
幼児期まで

- (1)こどもの誕生前から幼児期まで
 - ①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
 - ②こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

学童期・思春期

(2)学童期・思春期

- ①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育
- ②居場所づくり
- ③小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ④成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ⑤いじめ防止
- ⑥不登校のこどもへの支援
- ⑦校則の見直し
- ⑧体罰や不適切な指導の防止
- ⑨高校中退の予防、高校中退後の支援

青年期

(3)青年期

- ①高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ②就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ③結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

Ⅲ すべての保護者が安心して子育てができるよう支援します

- (1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2)地域子育て支援、家庭教育支援
- (3)共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4)ひとり親家庭への支援

第4章 東根市のこども施策の展開

I すべてのこどもの幸せに寄り添った支援を行います

- ライフステージとは、人生の変化を節目で区切った、それぞれの段階（ステージ）のことです。こどもの成長の段階においては、誕生（出生）、就園前後、小学校就学前後と、いくつかの大きな節目がありますが、こども一人ひとりに目を向ければ、それぞれが異なるペースで成長し、その成長は途切れることのない連続性の中で進んでいきます。年齢や学年など社会が引いた線が、こどもの育ちの大きな切れ目とならないよう、それぞれの成長段階に応じた切れ目のない支援を行います。
- ウェルビーイングとは、「身体的・精神的・社会的に良い状態にある」という包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など生涯にわたる持続的な幸福を含むものとされています。全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、生きる力を育むさまざまな学びや体験を通し、自己肯定感や自己有用感を持てる状態であることが理想です。生涯にわたる全ての時期を通じて、さまざまなライフステージにおいて、こどもも大人も、一人ひとりが安心できる場所で健康で安定した生活を送り、希望や夢への期待を持って生活できている状態を目指します。
- 「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中すべてのこどもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。この条約は平成元（1989）年11月20日に国連総会で採択され、日本を含めた世界196の国・地域が締約しています。こども基本法は、子どもの権利条約の4原則「差別の禁止」「こどもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」の趣旨を踏まえ、基本理念が規定されています。本計画においても、子どもの権利条約及びこども基本法の考え方にに基づき施策を推進します。

子どもの権利条約 4つの原則

差別の禁止

（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益

（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利

（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの意見の尊重

（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達にに応じて十分に考慮します。

(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等



【課題と基本的な考え】

- ・全ての子どもは、自分らしく幸せに健やかに生活する権利があり、大人や社会は、それを支えていかなければなりません。全ての子どもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、社会全体でその権利の擁護を図ることが重要です。具体的には「友だちに遊びに強引に誘われた時、断る(権利がある)」、「自分宛ての手紙を親が勝手に読もうしている時、これを拒否する(権利がある)」、「自分が学びたい本を図書館に置いて欲しいと要望を出す(権利がある)」等です。これらの「不条理なことを強制されない権利」、「プライバシーを守る権利」、「教育を受ける(学ぶ)権利」、そして自分の「意見を表明する権利」等、自分自身にも様々な人権が備わっていると意識できるような学びが必要です。自分を取り巻く環境や未来への選択において、「自分の意見を言っているんだ」という自覚を持ち、日常生活の中でこれを身に付けていくことが求められます。
- ・学校教育の中でも、子ども基本法の趣旨や子どもの権利条約について学んでいくことが大切であり、子ども・若者が権利の主体であることについて、理解を促進するため、子どもの人権教育に継続して取り組みます。また、いじめや体罰、児童虐待などは、子どもの権利を侵害しています。子どものSOSを受け止め、また困難を抱えながらSOSを発信できていない子どもへ必要な情報を届け、関わりを持ったり、関係機関につないだりするためには、社会全体で子どもの権利を尊重する意識を高めていくことが重要です。
- ・子育てを社会全体で支援する上では、結婚や子どもの有無に関わらず、すべての人が子育てに関わることとなります。子どもの権利を守り、「子どもまんなか社会」を実現するためには、まんなかの子どもを取り巻く大人や社会環境への共通理解が必要です。保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる人や、子どもの健やかな育ちや子育て支援に携わる人に対し、子どもが権利の主体であることの活動や情報提供等を継続して実施し、子どもの権利や意思が尊重される社会を目指します。

【施策】

取組内容	担当課
子ども・若者の権利に関する理解の推進	
・子ども基本法や子どもの権利条約に関するホームページや市報等へ	子ども家庭課

<p>の掲載、パネル展示等による普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの視点を尊重し、意見を聴く仕組みづくり 	
<p>学校教育におけるこどもの権利に関する理解促進や人権教育の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの権利条約パンフレットの配布 ・ 権利を考える生徒会総会やこども議会などの開催 ・ こどもに対する選挙の普及啓発 	<p>管理課</p>
<p>こども・若者の権利に関する普及啓発</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権擁護委員の人権教室、人権の花運動、人権書道・作文、「無料人権なんでも相談」などによる普及啓発 	<p>庶務課</p>

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり



① 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

【課題と基本的な考え】

- ・遊びや体験活動を通して、さまざまな気づきや学びがあり、まさに「こどもは遊んで育つ」といえます。こどもの、特に乳幼児期の生活の中心には「遊び」があります。ここでいう遊びとはこどもが主体的に興味を持ち、面白いと感じて夢中になって心と身体を動かす行為をいい、遊びを通して自分の思いを発揮することが、こどものウェルビーイングにつながります。遊びを保障することは、こどもの「楽しい」「したい」という思いや願いを尊重することであり、その中で遊びが変化しながら、やがて自分のやりたいことを成し遂げるための目的のある遊びにもつながっていきます。そのためには、こどもの発達や成長に応じた遊びや体験活動が提供されることが重要であり、本市では、「遊育」の理念を掲げ、子育て支援拠点の整備・運営に取り組んできました。引き続き、子育て支援拠点の適切な整備・改修を行い、利用者の利便性の向上や遊育の推進を図ります。
- ・こどもの年齢や発達の程度に応じた遊びや体験活動が提供されることは、こどもの健やかな成長に資するだけでなく、こどもの生きる力（自主性・創造性・社会性など）を育みます。年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びを切れ目なく提供ができる体制づくりや関係機関の連携に取り組めます。
- ・こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものです。家庭、地域、学校・児童福祉施設等において、東根市子ども読書活動推進計画に基づいた取組を推進します。
- ・こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、「早寝早起き朝ごはん」国民運動や「健やか親子 21」を推進します。また、地域の関係機関と連携し、食育活動に取り組めます。

【施策】

取組内容	担当課
こどもの発達や成長に応じた遊びの提供、幼児教育・保育の推進	

<ul style="list-style-type: none"> ・けやきホール・あそびあランドでの体験活動や各種サロンの開催 ・幼保小研修会の開催及び研修会への保育士の参加 	こども家庭課
<ul style="list-style-type: none"> ・「遊育」の理念を取り入れた授業の複線化（*1）を実施 	管理課
体験活動の開催	
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関による炭焼き体験学習や森と親しむこども体験教室など林業体験活動の支援 ・自然体験学習やふるさと学習による森林づくりや木育など自然体験機会の確保 ・農業士会による小学生の農業体験活動への支援 	農林課
<ul style="list-style-type: none"> ・田植えや稲刈りの米作り体験や紅花パレード、コスモスの花植えやスキー教室など、それぞれの学校の特色ある学校経営事業を実施 	管理課
<ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会形式によるはたちのつどいの開催 ・ジュニアリーダー養成講座の開催 ・映画鑑賞助成事業、大ケヤキ全国書道絵画展、まなびあテラスでの校外活動の受け入れやこども向けイベント、ワークショップなど文化芸術体験機会の充実 	生涯学習課
こどもの読書活動の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書活動計画に基づいた読書活動の実施 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の委員会活動を通じた読書活動の実施 	管理課
生活習慣の形成・定着の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の全国学力・学習状況調査における生活習慣調査の結果公表 	管理課
<ul style="list-style-type: none"> ・幼い頃からの望ましい食習慣の普及啓発 ・ウェブサイトの周知など「健やか親子21」の普及啓発 ・食のボランティア主体の食育教育の実施 ・食育コンテンツにおける保育施設等の給食おすすめレシピの公開 	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・さくらんぼ給食、ひがしねアグリスクール、りんごのおくりものなどの食農教育事業の実施 	農林課

（*1）授業の複線化：生徒が自ら学び方や進め方を選択できる授業形態。具体的には、生徒が複数の学習方法や教材、活動などから自分に合ったものを選び、主体的に学習を進めていくことを指す。

② こどもまんなかまちづくり

【課題と基本的な考え】

- ・こどもの生活空間である家や学校、さらには通学路や公共施設、公園など、こどもにとっての過ごしやすさ・アクセスのしやすさなど、「こどもまんなか」の視点での空間の創出が求められています。こどもの視点に立ったまちづくりについて、こどもの意見を聴きながら取り組みます。
- ・まちづくりの分野において「こどもまんなか」を実感できるような取り組みを実践します。また、こどもや子育て当事者が安心・快適に日常生活を送ることができる環境を整備し、こどもから大人まで誰もが住みやすいまちを目指します。
- ・子育て世帯等が、より子育てしやすい環境となるよう、住宅支援の強化を検討します。

【施策】

取組内容	担当課
こどもまんなかまちづくりの推進	
・こども・子育て世帯にやさしい環境の道の駅整備 ・子育て世代のニーズを踏まえた公園整備	建設課
安心・安全な環境整備の推進	
・交通安全教室や自転車教室への指導員の派遣など交通安全に対する知識の普及啓発	生活環境課
・通学路の安全点検の実施	管理課
・都市公園移動等円滑化基準に基づいた都市公園整備 ・公園遊具の設置及び適切な維持管理による安全性の確保	建設課
・地域公民館及び社会体育施設など公共施設の安全性の確保	生涯学習課
子育て世帯等に関する住宅支援	
・東根市定住促進事業助成金事業による住宅支援	総合政策課

③ こども・若者が活躍できる機会づくり

【課題と基本的な考え】

- ・こども・若者が一人ひとり異なる長所を伸ばし、才能を開花させ、未来を切り開いていけるように、異文化や多様な価値観、伝統文化への理解、チャレンジ精神を養えるような教育機会を創出し、こども・若者の活躍を後押しします。異文化や多様な価値観への理解を深められるよう、外国語でのコミュニケーション能力の育成や異文化交流などの機会の創出、国際理解教育に取り組みます。また、教師の英語力・指導力の向上を図ります。
- ・スポーツや芸術文化、STEAM教育（*1）など、こどもたちの長所や特性に応じた教育プログラムを推進します。学習や生活上の困難の解消を図るとともに、Society5.0社会（*2）を見据えた人材育成をねらいとし、個性や才能を伸ばすための支援に取り組みます。
- ・国における令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施、本市においては、第3子以降に対する保育料の無償化や副食費の無償化について、第1子の年齢制限を撤廃するなど、独自の負担軽減策を実施しています。無償化の事業が多岐にわたることから、分かりやすい周知を行い、円滑な事業実施に努めます。
- ・日本語が母国語でないこどもや海外生活が長く日本語が得意でないこどもに対しては、日本語の指導だけではなく、生活面での支援や就学への支援が必要となることから、個々に寄り添った支援に取り組みます。

（*1）STEAM教育：科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、芸術（Art）、数学（Mathematics）の5つの分野を統合的に学ぶ教育

（*2）Society5.0社会：2016年に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」において内閣府が提唱した概念。サイバー空間とフィジカル空間（現実社会）が高度に融合した、経済発展と社会課題の解決を両立する未来の社会。

【施策】

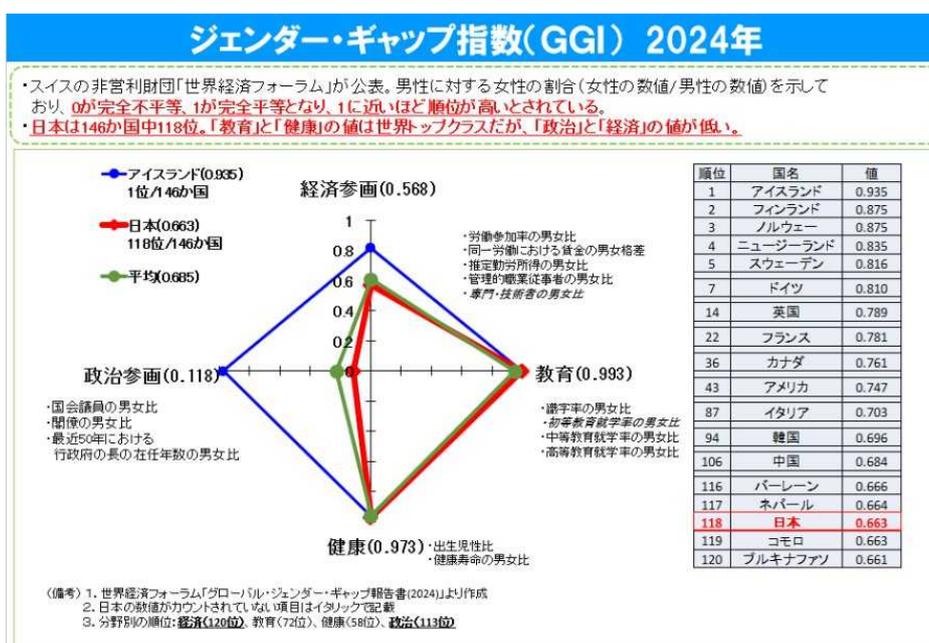
取組内容	担当課
国際交流の推進、多様な体験機会の創出	
・国際理解を育む学校教育支援事業など国際理解教育の実施 ・ALTの配置、英検受験支援制度、小中学生向けのイングリッシュキャンプなど学校における外国語を用いたコミュニケーション能力を	管理課

育成する教育の実施	
・ 高校生の自主的活動における国内外の研修活動経費の一部支援	生涯学習課
こどもたちの長所や特性に応じた学校教育の推進	
・ 地域版環境 I S O を活用した持続可能な開発のための教育 (E S D) の実施	生活環境課
・ 学校版環境 I S O を活用した持続可能な開発のための教育 (E S D) の実施 ・ Society5.0 社会を見据えた人材育成をねらいとした持続可能な S T E A M 教育の実施	管理課
幼児教育・保育の無償化、修学支援制度の周知	
・ (公財) 東根育英会の奨学金制度や新やまがた就職促進奨学金返還支援事業など就学支援制度の普及啓発	生涯学習課
・ 幼児教育・保育の無償化の実施	こども家庭課
外国人のこども・若者への支援	
・ 市ホームページの多言語対応の実施 (現在は英語、中国語、韓国語の3か国語に対応済) ・ さくらんぼ国際交流協会において実施する日本語教室へ市国際化推進協議会を通じて支援 ・ 日本語学習指導者の育成にかかる講座の開催	総合政策課
・ 日本語支援員の配置 ・ 日本語支援を必要とする児童生徒に対する言語理解とコミュニケーションの支援	管理課

④ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

【課題と基本的な考え】

- ・一般的にジェンダーギャップとは、性差が原因で(特に、男性/女性という性差が原因で)起こる格差のことを指しています。男女共同参画に関する国際的な指数として教育・健康・政治・経済の分野ごとに男女格差を指数で表す「ジェンダーギャップ指数」があります。2024年に公表された日本のジェンダーギャップ指数は0.663で、146か国中118位と低い結果となっています。日本は、政治と経済の値が低く、女性の政治・経済参画の遅れが目立っています。一方で、内閣府で実施した「性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査研究(令和4年度)」では、「男性は～べきである」という項目において「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合が女性より男性の方が高く、男性の方が性別役割意識を持っている結果となっています。性別に関わらず、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、男女平等の理念を推進するこどものころからの教育や学習が不可欠です。性的指向及びジェンダーアイデンティティ(*1)の多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習、相談しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・こどもたちがジェンダーバイアス(*2)により自分の可能性を狭めてしまわないよう、大人、特に教育や保育に携わる教員や保育士が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を持たないよう、理解の促進を図ります。



(*1) ジェンダーアイデンティティ：本人が自分のことを男性的・女性的・それ以外のどれに該当すると認識しているかを表す用語

(*2) ジェンダーバイアス：男女の役割について固定的な観念を持つこと

【施策】

取組内容	担当課
教育を通じた男女共同参画の推進、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の普及啓発・相談体制の整備等の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校生活における男女相互の理解と協力の指導 ・部活動の地域移行・地域展開にかかる男女枠を撤廃した募集の実施 ・すべての小中学校へ教育相談員等の配置及び教育相談の実施 ・福祉的知見を有するスクールソーシャルワーク・コーディネーターによる関係機関へのコーディネート支援 	管理課
・人権擁護委員による「無料人権なんでも相談所」の開設	庶務課
・「心のバリアフリー」の普及啓発	福祉課
・こども家庭センターによる国県等の相談機関の紹介	こども家庭課 健康推進課
固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信	
・社会慣行を見直す普及啓発	総合政策課

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供



【課題と基本的な考え】

- ・こどもに対し、切れ目のない保健・医療を提供するためには、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を身につけ実践していくことが求められます。特に、妊娠・出産など女性特有のライフイベントについて社会全体で理解を深め、適切に連携していくため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケア(*1)を推進します。また、予期しない妊娠や不妊、基礎疾患を持つ方の妊娠などへの相談支援のほか、家庭生活に課題を抱える特定妊婦への支援に取り組みます。
- ・成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(成育医療等基本方針)に基づく国民運動である「健やか親子21」を推進するため、妊娠・出産・子育て期の健康に関する妊婦や保護者等への普及啓発に取り組みます。また、「はじめの100か月の育ちビジョン」(*2)の広報を実施します。
- ・母子保健のデジタル化については、乳幼児期からの健診や予防接種等の健康情報が一元化され、利用者や医療機関間での母子保健情報の迅速な共有や業務効率化が見込まれる一方、情報を登録する機関での対応の標準化やマイナポータル等の活用が課題です。引き続き、国での検討や実証事業を実施している自治体の情報を収集するなど、デジタルを活用した情報連携について、課題を整理します。

(*1) プレコンセプションケア：将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと

(*2) はじめの100か月の育ちビジョン：こどもを妊娠してから、小学校1年生の途中くらいまでが概ね100か月、この「はじめの100か月」が長い人生において人格の基盤を築く、重要な時期と言われており、一人ひとりが健やかに育つことができるように、大切にしてほしい考え方をまとめたもの

【施策】

取組内容	担当課
切れ目のない保健・医療等の提供	

<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターによる思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた切れ目のない伴走型の相談体制の充実 ・プレコンセプションケアの普及啓発 	健康推進課 こども家庭課
「はじめての100か月の育ちビジョン」・「健やか親子21」の普及啓発	
<ul style="list-style-type: none"> ・乳児訪問・乳幼児健診等での周知 	健康推進課 こども家庭課
健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化、母子保健情報のデジタル化の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健情報のデジタル化の整備に関する情報収集 	健康推進課 こども家庭課
<ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システムの導入による学校健康診断情報の電子化 	管理課

◎こども家庭センターとは？

東根市は、令和5年度から、母子健康包括支援センターとこども家庭総合支援拠点の機能をもつ「こども家庭センター」を新設しました。「こども家庭センター」では、こども家庭課と健康推進課が連携し、乳幼児健診や乳児全戸訪問などを実施するほか、妊娠・出産、子育て期における相談に応じ、必要な情報の提供や支援プランを作成し、包括的で切れ目のない支援を行っています。



さくらぼtantokuruセンター外観

◎どんな人が対象？

こども本人を含め、妊娠・出産から子育てを行う家庭を対象に相談を受けています。

妊娠や
出産について
相談したい

子育て中
イライラして
話を聞いて
欲しい

学校に
行きたくない
居場所がない

親から
叩かれたり
怒鳴られたり
する

などなど…

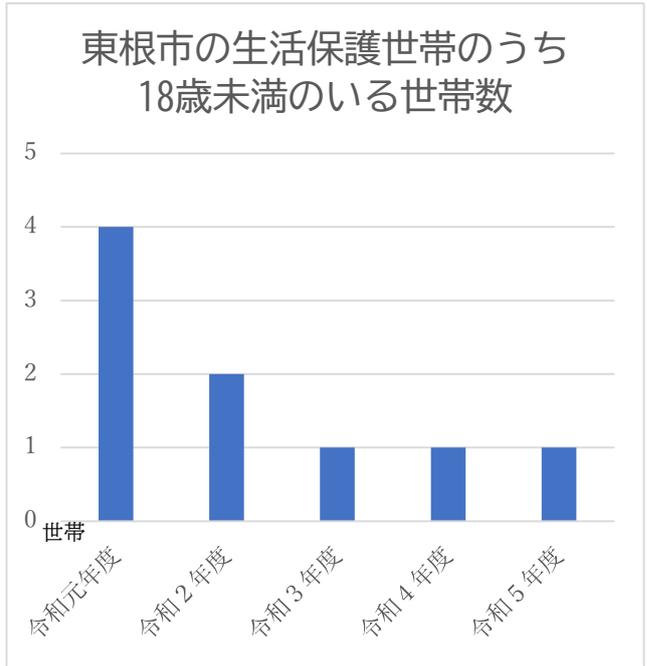
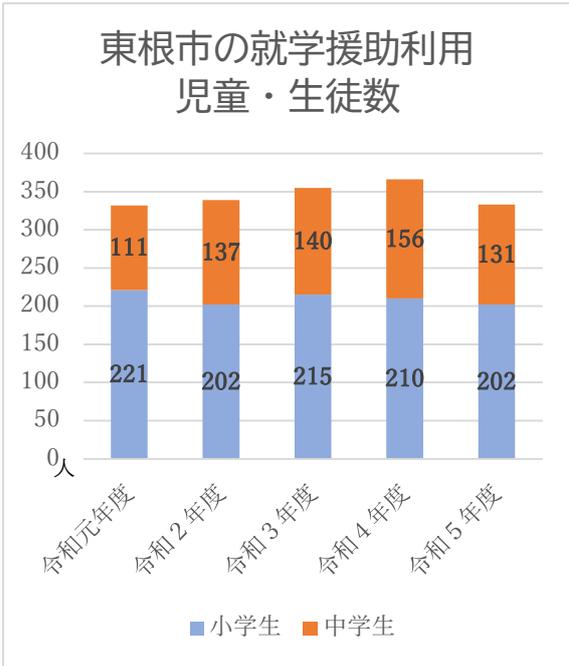


(4) こどもの貧困対策



【課題と基本的な考え】

- ・保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であり、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることがないように、国の制度による幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生・大学生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減に取り組みます。
- ・子育て世帯等の経済基盤の安定のために、保護者等の就労支援や、仕事と子育てとの両立支援のほか、生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等に基づいた支援に取り組みます。また、社会福祉協議会等で実施するフードドライブなどの情報提供を行います。子育て中の女性等や正規雇用で働くことを望む非正規雇用労働者に対し、キャリアアップ助成金やり・スキリング支援など、ハローワークと連携し求職者の状況に応じたきめ細かな就労支援に取り組みます。
- ・こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題をはらんでいます。要保護児童対策等地域協議会を活用し、発見することが容易ではないとの認識のもと、苦しい状況にあるこどもを早期に把握し、関係機関による支援につなげるため、関係団体や学校・SSWC（スクールソーシャルワーカー/カウンセラー）、地域の連携を図ります。また、こどもまんなか月間やオレンジリボン運動など、各種の啓発活動を通し、こどもの相談窓口としてのこども家庭センターの認知度の向上に努めます。また、こどものSOSを受け止め、自分らしく過ごせる場としての居場所づくり支援に取り組みます。



【施策】

取組内容	担当課
こどもへの学習支援・学校生活への支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問による学習の習慣づけ、生活習慣の形成・改善に関する助言 ・ 関係機関との連携による多様な進路の選択に向けた情報提供等 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭等学習会の開催 ・ ひとり親家庭等学習会の参加者に対する模試費用や大学等の受験費用の助成 	こども家庭課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 育英資金、石川奨学金の貸与及び給付 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護準要保護児童生徒の就学援助 ・ 子育てに困り感をもつ保護者の交流の場である「ゆっくりいこう会」の開催 ・ 心の教室相談員の配置による相談体制の充実 	管理課
こどもへの生活支援、こどもの生活を支えるための親に対する経済的支援、就労支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワーク等関係機関と連携した、正規化を希望する非正規雇用労働者に対する支援策の検討 	商工観光課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護世帯で高校等を卒業し進学または就職する人に対する一時金の支給 ・ 生活保護世帯で大学進学後も親と同居する場合に住宅扶助を減額しない措置の実施 ・ 生活困窮者に対する自立相談支援、住宅確保給付金の支給 	福祉課

<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護就労支援員による就労活動の助言・指導 ・ハローワークと連携した同行訪問や巡回相談の実施 	
<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要なひとり親家庭に対する、ひとり親家庭子育て生活支援事業の案内や利用の勧奨 ・支援が必要な世帯に対するこども食堂・フードドライブ等の情報提供による円滑な食品アクセスの確保 ・こども食堂などのこどもの居場所づくり団体と連携した相談・支援 ・ひとり親家庭に対する児童扶養手当、ひとり親家庭等医療給付、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、高等職業訓練給付金、生活住まい応援給付金等の支給 ・養育費等相談支援センターの周知及び利用勧奨 	こども家庭課
こども家庭センターを中心とした支援体制の強化	
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者支援地域協議会（子ども・若者育成支援推進法第19条、努力義務）の設置検討 ・要保護児童対策地域協議会と連携した支援体制の強化 ・民生委員児童委員やこども食堂との連携による支援 ・アウトリーチ支援・宅食事業など民間団体等と連携した地域ネットワーク及び見守り体制の構築 ・母子・父子自立支援員の配置や関係機関との連携による相談支援体制の強化 	こども家庭課

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援



【課題と基本的な考え】

- ・障がいのある子どもや発達に特性のある子どもについて「何らかの障がい・特性を理由として配慮と支援を必要とする子ども」と捉え、どのような障がい・特性があっても同じひとりの子どもとして成長し、地域社会の中で育てていくことが大切です。それぞれのこどもの環境やライフステージに応じた切れ目のない支援が必要ですが、一般的な子育て支援よりも、早い段階での丁寧な家族支援が望まれます。教育や療育・保育の専門機関が連携し、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮を進めていくことが必要です。障がいの診断、健診等の医療・保健から療育へのつなぎ、乳幼児期の療育、保育幼児教育から就労へのつなぎのために、各々の専門機関との連携を図ります。
- ・医療的ケア児について、合理的配慮のもとに、等しく行政サービスを受け、社会参加の機会が確保できるように最大限の配慮をしていく必要があります。令和4年度に開園したひがしね子ども園においては、インクルーシブ(社会的包摂)保育を園の運営方針に掲げ、医療的ケア児も含めた集団保育を実施しています。今後も医療的ケア児の健やかな成長とその家族が安心して子どもを育てることができるよう、医療・保健・福祉・保育・教育等の関係機関の連携による横断的かつ切れ目のない支援に努めます。
- ・特別支援教育については、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育(*1)と合理的配慮の実現に向けた取組を推進します。

(*1) インクルーシブ教育：障がいや病気の有無、国籍、性別といったさまざまな違いや課題を超えて、すべての子どもが同じ環境で共に学び合う教育

【施策】

取組内容	担当課
障がいの有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくりの推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度心身障害児療育手当の支給 ・地域生活支援拠点事業の実施 ・専門的支援が必要な障がい児に対する各種福祉サービス（児童発達 	福祉課

支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等)の提供 ・日中一時支援事業の実施	
・保育施設等への巡回相談、子育て相談の実施 ・医療機関等との連携した退院支援 ・こども医療療育センターとの連携による家族支援の充実、障がいの 早期発見・早期支援の実現	健康推進課
医療的ケア児への支援	
・医療的ケア児の親子通園など地域における支援体制の強化とインクルージョン(*1)の推進	福祉課 こども家庭課
・看護師の配置による医療的ケアを必要とする児童生徒への安全で確 実な医療的ケアの実施	管理課
障がいのあるこども・若者の学びの保障	
・相談支援事業所との連携による一般相談支援事業の実施 ・手話通訳や要約筆記奉仕員の派遣	福祉課
・障がい者の学びの支援のため、地域公民館等で講座を開催した際の 情報保障(手話通訳、要約筆記)の実施	生涯学習課

(*1) インクルージョン：多様性を認め合い、個々の特性を活かすこと

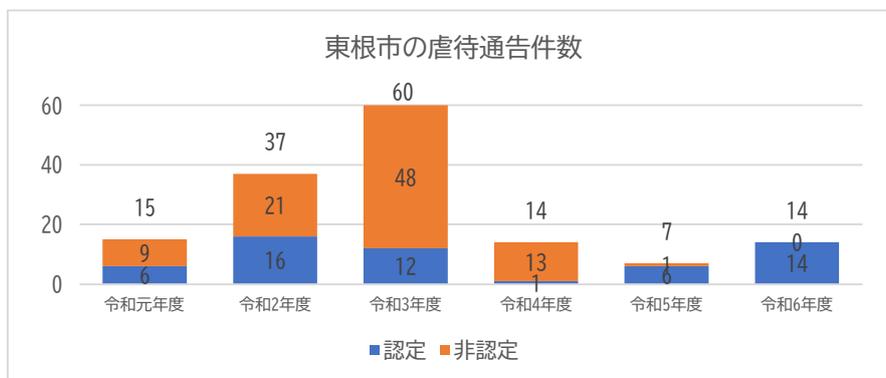
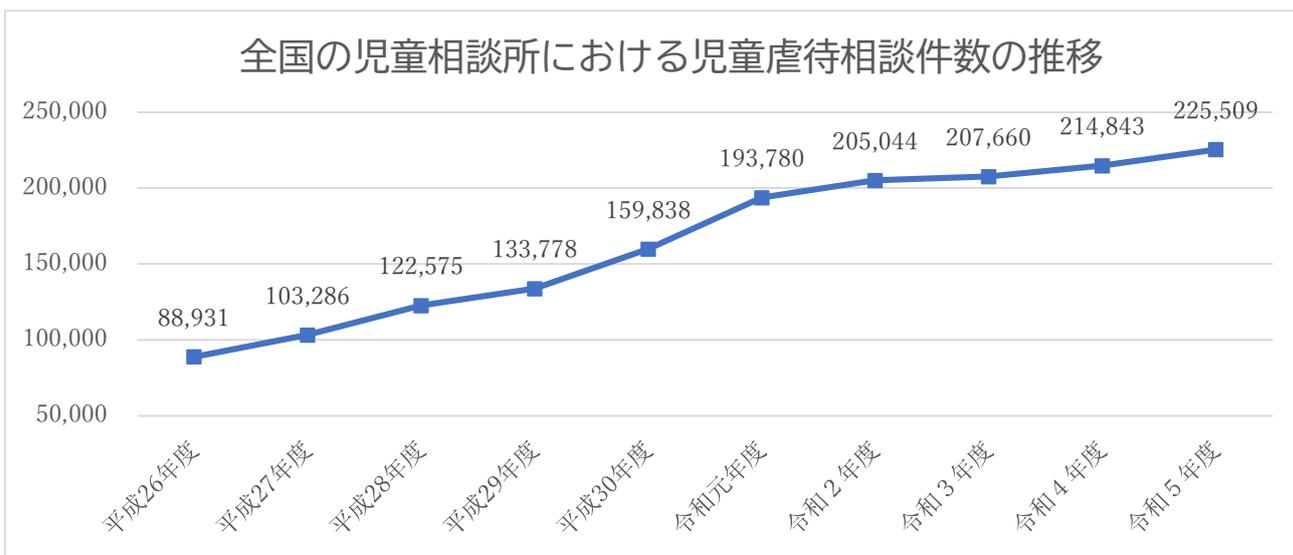
(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援



① 児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

【課題と基本的な考え】

- ・国全体では虐待相談件数は年々増加の一途をたどっています。背景として、児童虐待に対する認知度と通告に対する意識が高まっていること、警察、学校、保育所、医療機関等との連携がより密になり、児童虐待又は虐待が疑われる事案が適切に通告されるようになってきたことなどが考えられます。本市における虐待通告件数は令和3年度をピークに減少していますが、家庭環境等に課題のあるこどもに関する情報提供や相談は増加傾向にあります。



- ・児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。

せん。しかし、あらゆる子育て当事者が関わりうるという認識を持ち、その上で「虐待は絶対にしてはならない」という意識のもと、どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないように、子育て当事者の頑張りに頼るだけでなく社会全体で支えていく必要があります。児童虐待に至る背景には、親自身の被虐待経験や、貧困、疾病、障がい等の様々な困難が混在・潜在している場合が多く、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援が欠かせません。不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズや苦しい状況にあるこどもを早期に把握し、要保護児童対策等地域協議会と関係団体や学校・SSWC（スクールソーシャルワーカー/カウンセラー）、地域が連携して、必要な支援につなげていきます。

- ・虐待による死亡事例（心中以外）の約半数を0歳児が占め、さらにその多くを月齢0か月児が占めています。孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援については、こども家庭センターが中心となり、要支援妊婦や要支援家庭として見守りやフォローの強化を図るほか、サポートプランを作成し、個々の状況に応じたサービスを提供します。
- ・社会的養護とは、保護者のないこどもや、保護者に監護させることが適当でないこどもを、公的責任で保護し、社会的に養育し保護するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うことです。保護者が養育できない理由は、親の健康面や経済面での理由や、両親の離婚や入院、虐待など様々ですが、社会的養護を必要とするこどもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されなければなりません。里親制度の普及促進、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援に取り組みながら、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、関係機関と連携して支援に取り組みます。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちのケアは、日々の丁寧な営みの積み重ねによって行われています。こどもたちの中には、心の傷を抱えていたり、これまでの環境が影響して様々な課題を抱えていることも少なくありません。こどもたちの抱える困難の早期発見やこどもの困難に寄り添える相談体制の充実に取り組みます。

【施策】

取組内容	担当課
こども家庭センターの支援体制の構築・強化	
・こども家庭センターの設置による全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対する切れ目のない支援体制の強化	健康推進課 こども家庭課
・専門職の配置による体制強化	こども家庭課

<ul style="list-style-type: none"> ・研修機会の確保によるこども家庭センターの人材育成 ・家庭相談員による児童家庭相談の実施 	
伴走型支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯訪問支援事業及び子育て短期支援事業の実施 ・レスパイト・ケアや児童の養育方法・関わり方について支援が必要な親子が短期間入所できる施設の開拓の検討 ・性と健康の相談センター（村山保健所子ども家庭支援課）との連携 	こども家庭課
里親・特別養子縁組の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・里親や特別養子縁組の普及啓発 	こども家庭課
困難を抱える特定妊婦や母子に対する支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策等地域協議会、医療機関等関係機関との連携 ・継続的な面談による切れ目のない支援 	こども家庭課

② ヤングケアラーへの支援

【課題と基本的な考え】

・ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもを指します。ヤングケアラーとなってしまっているこどもは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人が気がつかないうちに家族の負担が重くのしかかり、学校生活や友人関係に支障が出たり、未来への希望が持てない精神状況に陥りやすいとされています。一方で、明確な判断基準がなく、家庭の中での役割分担であったり、こども本人や家族に自覚がない場合もあることから、顕在化しづらいといった課題があります。このような課題に対応するために、まずはヤングケアラーを正しく知ってもらうための丁寧な周知を行います。また、家族のケアに困難を抱えるこどもの早期発見・把握のためには、福祉、介護、医療、教育等の関係者間の情報共有や連携が必要です。把握後は、こども本人の意向に寄り添いながら必要な支援につなげていきます。加えて、こどもの負担軽減のためには、家族のケアのあり方を見直す必要もあることから、家族全体を支援する視点でアセスメントを行い、必要な支援につなげるよう関係機関で情報共有・連携を図ります。

【施策】

取組内容	担当課
ヤングケアラーへの支援	
・学校生活等を通しての啓発・実態把握	管理課
・ヤングケアラーが疑われるこどもに対する家庭訪問や面談の実施 ・ヤングケアラーに対する支援	こども家庭課
・市ホームページや市報、チラシ等の配布によるヤングケアラーへの理解を深めるための広報啓発	管理課 こども家庭課

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み



① こども・若者の自殺対策

【課題と基本的な考え】

- ・ユニセフ報告書「レポートカード16」(2020年)において、日本の「子どもの幸福度」の総合順位は38か国中20位で、決して高くありません。その中でも精神的幸福度(生活満足度が高い子どもの割合、自殺率)は37位であり、身体的幸福度(子どもの死亡率、過体重・肥満の子どもの割合)が1位であることと比較すると、より状況は深刻さを増しています。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強力に推進していかなければなりません。こども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの早期発見に取り組みます。
- ・本市の「第2期のち支える東根市自殺対策計画」において実施した市民アンケートでは、「ストレスを感じるか」の項目において、20～39歳代の82.6%が「感じる」と回答しており、若い世代ほどストレスを感じている人の割合が多いと分析されています。また、国においてはコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、小中高生の自殺者数が過去最多の水準となっていることから、こども・若者への自殺対策を強く推進します。

【施策】

取組内容	担当課
こども・若者の自殺対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえた「いのち支える東根市自殺対策計画」の策定及び推進 ・はたちのつどいの参加者に対する若年層向けの自殺予防パンフレット配布による普及啓発 ・市内の中学3年生と高校3年生に対する自殺対策パンフレットの配布による普及啓発 	健康推進課

<ul style="list-style-type: none"> ・長期休暇前後の各学校によるこどもの様子確認の徹底及び相談窓口の周知 ・「SOSの出し方に関する教育」など自殺予防教育の実施 ・「SOSの受け止め方研修」など職場研修の実施 ・1人1台端末を活用した心の健康観察の実施 	管理課
相談体制の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口（電話、来所）の設置 ・SNS等の活用した相談体制の周知 	健康推進課 管理課 こども家庭課
<ul style="list-style-type: none"> ・複合的・分野横断的な課題に対応できる包括的な相談支援体制の構築 	福祉課

② こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども・若者の性犯罪・性暴力対策

【課題と基本的な考え】

- ・こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもの健やかな成長を阻害するような有害情報が氾濫し、国内では出会い系サイトに係る犯罪や児童買春・児童ポルノなど、こどもの心身を狙った犯罪被害につながるといった重大な問題が生じています。インターネットは利便性が高い一方、こどものインターネット利用をめぐるには、ネット依存やネットいじめ、SNSを通じて犯罪に巻き込まれるなどの様々な問題が発生しています。こどもが安全に安心してインターネットを利用するためには、家庭内で保護者がこどもに危険性を伝えることやルールづくりを行うほか、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロール（*1）による対応の推進などの環境整備が必要です。
- ・こどもに対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為です。年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれたこどもであっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識の下、こどもへの加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取り組み、被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等、総合的な取り組みを進めます。また、こどもが被害を受けるばかりでなく、加害者となって犯罪にかかわってしまう可能性の認識のもと、警察と連携をしながら、相談できる窓口の充実を図ります。
- ・学校等における「生命（いのち）の安全教育（*2）」の実践を通して、こどもたちを性被害の加害者・被害者・傍観者にさせないため、性犯罪や性暴力対策に関する情報共有を図ります。

（*1）ペアレンタルコントロール：こどもが使用する端末やサービスの利用に保護者が制限を設定できる機能

（*2）生命（いのち）の安全教育：生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身につけることを目指すもの

【施策】

取組内容	担当課
------	-----

こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・ I C T教育や道徳教育の実施 ・ 情報化社会の有用性と危険性、家庭内でのルールづくりの啓発 ・ 村山警察署や少年サポートセンターを講師とした I C Tリテラシー向上や情報リテラシーの習得支援、情報モラル教育の実施 	管理課
こども・若者の性犯罪・性暴力対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士や保育所等の事業者へ就労希望者の性犯罪歴確認の導入 ・ こども性暴力防止のための研修の実施 	こども家庭課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権擁護委員東根市部会による「こどもの人権 110 番」など相談窓口の周知 ・ 人権擁護委員東根市部会による人権教室等の実施 	庶務課
生命（いのち）の安全教育の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳教育、各種訓練（A E D等）による生命（いのち）の安全教育の実施 	管理課

③ 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備、非行防止と自立支援

【課題と基本的な考え】

- ・子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害から安全を確保するため、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策など、多岐にわたる分野での取り組みが求められています。発達段階にある子どもは、大人に比べ身体機能や判断能力が未成熟であるため、事故に遭うと大人よりも危険な状態に陥りやすいという特徴があります。事故の区分としては、幼児期は「転倒・転落」「不慮の溺死及び溺水」「不慮の窒息」、児童期には「自転車事故」「(歩行中の)交通事故」「転落・衝突」の順で多く発生しており、成長とともに行動範囲が広がり、登下校など大人の目の届かない時間帯での事故へと変化しています。社会全体で「防げる事故を起こさない」という認識を持ち、学校、教育委員会、保護者、地域住民、警察などの関係機関と連携し、子どもの事故防止に向けた安全教育、事故情報の共有に取り組めます。
- ・いじめ対応においては、子どもの命や安全を守ることを最優先とし、犯罪行為として取り扱われるべき「いじめ」については、警察などの関係機関に相談・通報を行い、適切な援助を受けることが必要です。
- ・社会全体で子どもの非行防止に取り組みつつ、非行や犯罪に及んだ子どもの社会復帰を支え、育ちを見守るため、関係機関の連携強化を図ります。

【施策】

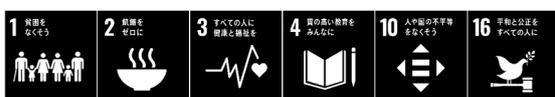
取組内容	担当課
子どもを守るまちづくりの推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・東根市防犯協会連合会による小型街路灯（防犯灯）の設置・改修 ・青色防犯パトロールによる防犯活動 ・東根市安全で安心な住みよいまちづくり協議会と連携した情報共有 ・かもしかクラブの通年実施 ・小中学校での交通安全教室の開催 ・交通指導員の立哨 	生活環境課
<ul style="list-style-type: none"> ・東根市青少年補導センターによる青色防犯パトロールや街頭補導の実施 ・青少年の被害・非行防止強調月間の実施 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ・学校、自主防災組織、地元民間企業、NPO・ボランティア等、子どもと関わる多様な関連団体と連携した防災訓練の実施 	危機管理室
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の保育所等の利用者負担減免の実施 	子ども家庭課

<ul style="list-style-type: none"> ・避難先における保育の提供 ・公立保育施設の災害備蓄品備蓄の検討 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ICT教育、道徳教育の実施 ・非常時における学校と保護者間メール等を活用した連絡体制の確立 ・自分のいのちは自分で守る能力を身に付ける安全教育の実施 ・児童生徒によるいじめ防止会議「スマイルサミット」の開催 ・学校安全ボランティア・子ども見守り隊との連携強化 ・通学路の安全点検の実施 	管理課
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の事故防止と応急手当に関する普及啓発 	健康推進課 こども家庭課
いじめ対応と関係機関との連携の強化	
<ul style="list-style-type: none"> ・警察等関係機関との連携による連絡体制の強化 	管理課
非行防止のための関係機関との連携の強化	
<ul style="list-style-type: none"> ・東根市青少年補導センターによる青色防犯パトロール、街頭補導の実施 ・東根市青少年育成市民会議との連携によるあいさつ運動の実施 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ・「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」の実施 ・東根市社会を明るくする運動推進委員会による街頭での広報活動、作文やぬりえのコンテストを通じた普及啓発 	福祉課

Ⅱ それぞれのライフステージにおける子育て・こどもの育ちを支援します

- 誕生前から幼児期においては、人の生涯にわたるウェルビーイングの基礎をつくる最も重要な時期です。乳児期におけるしっかりとした愛着形成（アタッチメント）を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、こども一人ひとりが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長すること、つまり「安心と挑戦の好循環」がこどもの成長においては最も重要です。
- こどもは、一人ひとり異なる資質や特性を有しており、その成長には個人差がある一方、こどもの発達のだん筋やその順序性において、共通して見られる特徴があります。保護者や養育者の就労や養育状況に配慮しながらも、幼児期のこどもに必要な育ちの環境への支援・社会全体での子育て意識の醸成に取り組みます。
- 学童期は、こどもの成長段階の中で、身体も心も大きく育つ時期で、特に学童期後半は、その心身の状態に男女差、個人差が非常に大きく、一人ひとりの発育・発達にあった対応が必要です。認知面では、自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身につけていく時期でもあります。学童期のこどもが、安心・安全が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができるよう、家族や学校関係者が中心となってこどもたちの成長を支えます。
- 思春期は「こども」から「大人」への移行期であり、性的な成熟が始まるに伴って心身の変化が大きい時期です。他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期であり、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないように支えていくことが望まれます。
- 青年期は、心理的・社会的に発達し、成人期へ移行する準備期間であり、それぞれの選択により進学や就労など、自らの価値観や生き方を確立していく時期でもあります。
- 青年期の若者が自らの適性等を踏まえ、職業や進学などのライフイベントに関する選択を行うことができ、その決定が尊重される社会を目指します。

(1) こどもの誕生前から幼児期まで



①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

【課題と基本的な考え】

- ・こどもの誕生前の時期、特に妊娠期は、保護者・養育者がこどもの誕生を迎え入れる準備期にあたります。妊娠前・妊娠中の生活習慣や栄養状態を含めた母親の心身の健康を支えることのみならず、父親も含め、こどもの誕生を迎え入れる保護者・養育者にとって必要な知識や技術の習得等に向けた支援も重要です。また、保護者・養育者が、こどもの育ちについての関心や理解を高め、困った時に支援を得られる人や手段を確認するなど、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」の時期の見通しを持ち、これから始まる子育てをポジティブに感じられるよう、さまざまな機会を捉え情報提供や支援に取り組みます。
- ・妊娠期における妊婦やその家族のウェルビーイングの向上を図るため、産前産後期間におけるメンタルヘルスケアや経済的負担軽減、妊娠や出産に関する正しい知識の普及や相談体制の充実を図ります。
- ・乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防などのため、乳幼児健診や予防接種を推進します。引き続き、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行うこども家庭センターの機能の充実を図ります。

【施策】

取組内容	担当課
妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化	
・里帰り出産を行う妊産婦への支援及び医療と母子保健との連携	こども家庭課
産前産後の支援の充実	
・妊娠届出前費用助成、妊婦健診費用助成、妊婦歯科健診費用助成、マタニティ教室、産前産後ヘルパー事業、産前産後サポート事業、乳幼児全戸訪問、産後ケア事業の実施	健康推進課 こども家庭課
・妊婦支援給付金による経済的支援と伴走型相談支援（妊娠8か月アンケート、産婦人科・小児科オンライン相談）の一体的実施	
乳幼児期の切れ目のない保健・医療体制の整備の推進	
・新生児聴覚検査費用の全額助成	健康推進課

・乳幼児健診（1か月児健診・4か月児健診・1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診・5歳児健診）の実施及び受診勧奨	
---	--

②こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

【課題と基本的な考え】

- ・こどもの心身の状況や保護者・養育者の就労・養育状況などにより、幼児期を家庭や地域で過ごすこどもや、幼稚園や保育所、認定こども園などへ就園するこども、あるいは障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍など様々な文化を背景にもつなど特別な配慮を必要とするこどもなど、こどもの育ちの環境は多様です。こどもの育ちの環境に十分配慮しつつ、安全・安心な環境の中で、必要な子育て支援サービス等の利用につなげていくことが必要です。
- ・国は、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンとして「はじめの100か月の育ちのビジョン」を示し、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」が一層大事にされるとともに、保護者・養育者、保育者、子育て支援者等が、安心してこどもの笑顔や成長を喜び合うことができる社会を、社会全体でつくっていくことを責務としています。幼児期の過ごし方は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、「はじめの100か月の育ちのビジョン」の推進により社会の認識の共有を図ります。
- ・安心・安全な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えていきます。また、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ります。

【施策】

取組内容	担当課
「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発	
<ul style="list-style-type: none"> ・「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発 ・関係機関との理念や考え方の共有 	健康推進課 管理課 こども家庭課
地域における保育、子育て支援サービスの環境整備の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診未受診者の状況確認 	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人クリエイトひがしねと連携した地域子育て支援拠点事業（さくらんぼタントクルセンター・ひがしねあそびあランドの運営）の実施 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（*1）の実施検討 	こども家庭課

<ul style="list-style-type: none"> ・未就園児、不就学児等の状況確認 ・要支援家庭に対するサポートプランの作成、提案 	
幼児期の教育・保育環境の整備の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・幼保小連携研修による幼児教育・保育と小中学校教育の円滑な接続の実施 	管理課
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の周知徹底及び各要領等に基づいた事業の実施 ・教育部門と保健部門の連携による地方公共団体における幼児教育・保育の推進体制の構築 ・山形連携中核都市圏事業として広域での病児保育事業の実施 ・児童福祉施設の環境整備費用の助成による幼児を安心して質の高い環境で育てるための環境整備 ・家庭支援推進保育事業による保育士の加配についての検討 ・国制度に則った処遇改善加算等の実施による保育人材の育成・確保、保育士等の処遇改善の検討 ・ICT整備費用の補助による保育現場の負担軽減の実施 ・保育士ガイダンスの開催による人材確保 ・保育士に対する研修会参加助成 	こども家庭課

(※1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）：保護者の就労有無や理由を問わず
0歳6か月から2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度

(2) 学童期・思春期



①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育

【課題と基本的な考え】

- ・こどもにとって、学校は単に学ぶ場ではなく、安全に安心して過ごしながらか、他者に関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つです。これまでの学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障の3つを学校教育の本質的な役割として継承します。
- ・学校・教育機関で過ごす時間は、こどもたちの生活の多くを占め、核家族化や地縁関係の希薄化が進んでいる現代にあって、こどもたちの学びや育ちに目を配る学校の役割は非常に大きいものとなっています。こどもたちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、学校を拠点に、多様なメンバーからなるチームを作り、連携・協働してこどもを支援する必要があります。学力保障の取り組みだけでなく、こどものウェルビーイングを目指すため、教員にはこどもの姿をよく観察し、適切な対応をとる資質能力が求められています。
- ・第4期教育振興基本計画のコンセプトの一つに「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられており、それぞれの児童生徒が自分自身や他者のウェルビーイングの要因を理解し、主体的かつ共同的にウェルビーイングを実現する力（ウェルビーイング・コンピテンシー（*1））を、教育を通して身につけることを目指します。また、東根市教育大綱に基づき、インクルーシブ教育、特別支援教育、道徳教育、情報モラル教育、体育、学校保健教育など、こどもの育ちに必要な教育の充実を図ります。

「第4期教育振興基本計画」（抜粋）

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育み、子供の最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図るとともに人格形成の根幹及び民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を育む。

- (*1) ウェルビーイング・コンピテンシー：生活の中のさまざまな場面において、自身にとってよいあり方を、自己との関わりや周囲との関係性の中で、持続的に実践できる実

現力や対応力

【施策】

取組内容	担当課
質の高い教育環境整備の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・部活動改革に係るガイドラインに基づくスポーツ・文化活動の環境整備と教職員の働き方改革の実現 ・校務支援システムや電子黒板など次世代校務DXの取組の検討 ・1人1台端末の積極的活用 	管理課
学びと社会、地域との連携	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブのスポーツ・文化芸術環境の整備 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育（*1）の実施 ・改訂版生徒指導提要の有効活用に向けた研修の実施 ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置 ・中学校部活動の地域移行・地域展開 	管理課
学校における各種教育	
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な関係者の連携・協働による学校給食地産地消事業の実施 	農林課
<ul style="list-style-type: none"> ・学校における道徳教育の実施 ・国の基準に則った体育の授業の充実によるこどもの体力向上 ・学校保健会による学校保健の実施 ・栄養教諭による食に関する指導・食育教育の実施 ・中学校に在籍する生徒の給食費無償化の実施 ・研修会参加による栄養教諭の指導力強化 ・市学校給食納入協力会による食育活動の実施 	管理課

（*1）キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

②居場所づくり

【課題と基本的な考え】

- ・全てのこどもが、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。家庭や学校以外のこどもの「第三の居場所」を新たに創出するだけでなく、さくらんぼタントクルセンターやひがしねあそびあランドなどの子育て支援拠点施設や地域公民館や図書館などの社会教育施設を活用するなど、こどもにとってよりよい居場所となるよう取り組みます。また、こども食堂や学習支援の場、子どもクラブなど地域の中であって居場所となりうる活動等についても、必要なこどもに必要な情報が提供されることが望まれます。
- ・放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「第3期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安定的な運営支援等の放課後児童対策に取り組みます。

【施策】

取組内容	担当課
こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進	
・こどもの居場所づくり活動への補助金交付による運営支援 ・山形県こどもの居場所づくりサポートセンターと連携したこどもの居場所づくり実施団体への相談対応及び立上支援 ・こどもの居場所づくり活動の周知によるこどもの居場所の理解促進、利用しやすい環境整備	こども家庭課
放課後児童対策の推進	
・放課後子ども教室への安定的な運営支援	生涯学習課
・放課後児童クラブへの安定的な運営支援	こども家庭課

③小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

【課題と基本的な考え】

- ・こどもが必要な医療サービスを受けるためには、保護者・養育者の小児医療・母子保健に関する必要な知識や技術の習得の獲得が前提となります。こども家庭センターを中心に、こどもの育ちに関する情報を保護者・養育者に提供することで、こどもが必要な医療にアクセスできるように支援します。
- ・こども・若者が、自らの発達に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、教育委員会と保健部局の連携を深め、性と健康に関する教育や相談支援に取り組みます。

【施策】

取組内容	担当課
小児医療体制の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、こども家庭センターと連携した研修の実施 ・小児医療における医療・保健・福祉の連携強化 	健康推進課
性と健康に関する教育・啓発と相談支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・保健活動や学級活動における学習指導要領に基づく性に関する指導の実施 	管理課
<ul style="list-style-type: none"> ・性と健康、予期せぬ妊娠、性感染症等に関する相談体制の構築 ・性と健康の相談センター（村山保健所子ども家庭支援課）の紹介 ・こども家庭センターの相談窓口の普及啓発 ・妊娠・子育て相談事業（オンライン、電話、来所、訪問）の実施 ・臨床心理士によるこども家庭相談事業の実施 	健康推進課 こども家庭課

④成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

【課題と基本的な考え】

- ・主権者教育、消費者教育、金融経済教育、社会保障教育、職業体験など、こども・若者が社会の中で自立し、社会の担い手の一人となるために必要な知識について、こどもの発達
の程度に応じて身につけられるよう、学校教育や社会教育の関係団体間の連携が必要です。
- ・こどもの数が減る中で、家庭内でも乳幼児と触れ合う機会を持てなかったり、社会人や高
齢者と交流する場がなかったりするなど、こどもが成長の段階に応じて、ライフデザイン
を描けるよう、体験機会の提供や情報提供に取り組みます。

【施策】

取組内容	担当課
学校における各種教育による知識の習得の推進	
・選挙啓発出前講座の開催	選挙管理委員会
・消費生活センターによる教室・講座の開催	生活環境課
・児童生徒総会や学級討議による主権者教育の実施 ・総合学習や道徳教育による消費者教育の実施 ・金融経済教育の実施	管理課
学校におけるライフデザインに関する意識啓発・情報提供	
・道徳、特別活動、総合的な学習におけるライフデザインに関する教育 の実施	管理課
・商工観光課主催の企業体験講座、小学校の社会科見学、中学校の職場 体験などの労働に関する教育の実施	
・中学生を対象とした市内企業による職業体験事業の開催	商工観光課

⑤いじめ防止

【課題と基本的な考え】

- ・いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。すべての学校・関係機関において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携を図ります。こども自身が、いじめについて考え、いじめ防止に向けた行動ができるよう、スマイルサミットを始めとする児童生徒会活動を通して、全てのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかける絆づくりに取り組み、いじめの未然防止教育に取り組みます。

【施策】

取組内容	担当課
いじめ防止対策の強化	
・いじめ防止対策推進法に基づくいじめ事案への対応の徹底 ・警察や児童相談所などの関係機関と連携しいじめ防止対策の実施	管理課

⑥不登校の子どもへの支援

【課題と基本的な考え】

- ・不登校はどの子どもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮する必要があります。不登校になる要因については、本人・家庭・学校・友人関係など、様々な要因が複雑に絡み合っているケースも多く、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は容易ではありません。心の教室相談員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワークコーディネーターを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てにより、当事者である不登校のこどもの意見を聴きながら、実態に応じたきめ細やかな支援を強化します。また、多様な学びの支援拠点を整備し、誰一人取り残さない学びの保障に努めます。
- ・すべての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、ICT等を活用した学習支援などの学びの多様化やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワークコーディネーターなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備に取り組みます。

【施策】

取組内容	担当課
教育機会確保法の趣旨の周知	
・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の周知	管理課
すべての子どもへの支援体制の整備・強化	
・ハートフルスクールの午前と午後の開設 ・スクールソーシャルワーク・コーディネーターの配置 ・すべての小中学校へ教育相談員等（県スクールカウンセラー、県子どもふれあいサポーター、市心の教室相談員）の配置 ・不登校児童生徒の多様な学びの支援拠点の整備	管理課

⑦校則の見直し

【課題と基本的な考え】

・校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために定めたものであり、学校や地域の状況に応じ必要かつ合理的な範囲で定めることとされています。学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化により、校則の当初の目的や意義が薄れたり、子どもや保護者等と校則の趣旨や意義が共有できていないなどの課題を抱えているものもあるかもしれません。校則に基づき指導を行う場合は、一人ひとりの児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要です。学校がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみでの指導になっていないか注意を払う必要があります。また、校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要です。

・校則の見直しは、児童生徒の校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにもつながり、児童生徒の主体性を培う機会にもなることから、見直しの過程においては、子どもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で校則を定めていくことが必要です。

【施策】

取組内容	担当課
校則の見直しの推進	
・児童生徒や保護者等との意見交換による校則の見直しの検討	管理課

⑧体罰や不適切な指導の防止

【課題と基本的な考え】

- ・体罰は、こどもの心身に重大な影響を与える行為であり、いかなる場合も許されるものではありません。こどもが思ったとおりに行動してくれずイライラしたときに、しつくと称して体罰を加え、その結果こどもの行動が変わったとしても、それは、叩かれた恐怖心等によって行動した姿であり、自分で考えて行動した姿ではありません。こどもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達等に悪影響を及ぼしてしまう可能性があり、こどもの健やかな成長・発達において、体罰は必要ないということを保護者や教育機関だけではなく社会全体で共有していく必要があります。社会全体で体罰等によらない子育てについて考え、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながる体制の構築・強化を図ります。また、「児童生徒の人格や人権、能力等を否定するような暴言」、「児童生徒に恐怖心や不安感を与える威圧的な行為や精神的に過度な負担を与える行為」といった不適切な指導についての根絶にも引き続き取り組みます。
- ・学校における体罰及び不適切な指導の未然防止のためには、個々の教員が児童生徒を深く理解し、学習指導と生徒指導のあり方を見つめ直し、人権意識を高め、常に学び続けることが求められています。さらに、全職員による共通理解と協働の体制を構築することが必要です。

【施策】

取組内容	担当課
体罰や不適切な指導の防止	
・校内における体罰や不適切な指導防止に関する職員研修の実施	管理課
・体罰等によらない子育ての普及啓発	こども家庭課

⑨高校中退の予防、高校中退後の支援

【課題と基本的な考え】

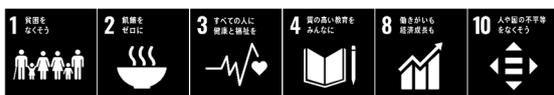
- ・ 高校進学率が山形県において 99.2%（*1）となる中、義務教育ではなくなることで、行政からの情報や支援が届きにくい世代となっています。高校を中退した子どもに関わり続けるには、子ども自らが教育機関や家族を含めた周りの大人に相談しないと適切な支援につながりづらいという特徴があります。そのため、高校を中退した子どもが、就労したいのか、復学や就学を望むのか、あるいは卒業程度の学力を身につけたいのかなど、取りうる選択肢は多岐にわたることから、中学校をはじめとする関係機関が一人ひとりの子どもの選択に合わせた情報の提供に取り組みます。

（*1）令和5年度学校基本調査卒業の状況調査結果より

【施策】

取組内容	担当課
高校中退後の支援	
・ 地域若者サポートステーションの紹介 ・ 教育委員会と連携した支援	子ども家庭課

(3) 青年期



① 高等教育の修学支援、高等教育の充実

【課題と基本的な考え】

- ・大学等の高等教育機関での修学を希望する若者が、家庭の経済状況によって断念することがないように、奨学金制度等の活用による修学支援に取り組みます。また、青年期の社会人など、幅広い学習者の要請に対応した生涯学習の充実を図ります。

【施策】

取組内容	担当課
修学支援・生涯学習の取組の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・各種奨学金制度等による修学支援 ・放送大学等における生涯学習の周知 	生涯学習課

② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

【課題と基本的な考え】

- ・若者の早期離職や無職期間の長期化を抑制するためには、就職活動時のマッチングの向上やキャリア形成のための職業能力の獲得が必要です。新規学卒就職者へのキャリア形成教育や離職した場合でも早期に再就職できるようにハローワーク等との連携など若者の支援に取り組みます。
- ・若者が、将来への不安なく過ごすためには、よりよい労働環境のもとで雇用される事や経済的な安定が望ましく、都市部への若者の流出を防ぎ、若者の転入を促すためにも、地方創生による雇用環境の充実が必要です。一人ひとりが自らのキャリアを選択する時代となり、働き方が大きく変化する中で、労働者の主体的な選択による職業選択や労働移動が、企業や経済の成長につながり、構造的賃上げに資するものとなるよう、能力向上支援などの労働者に応じた支援に取り組みます。また、男女ともに働きやすい環境の整備や正規労働者・非正規労働者間の賃金や休暇などの待遇面の格差是正について、事業者と連携しながら、改善を促します。

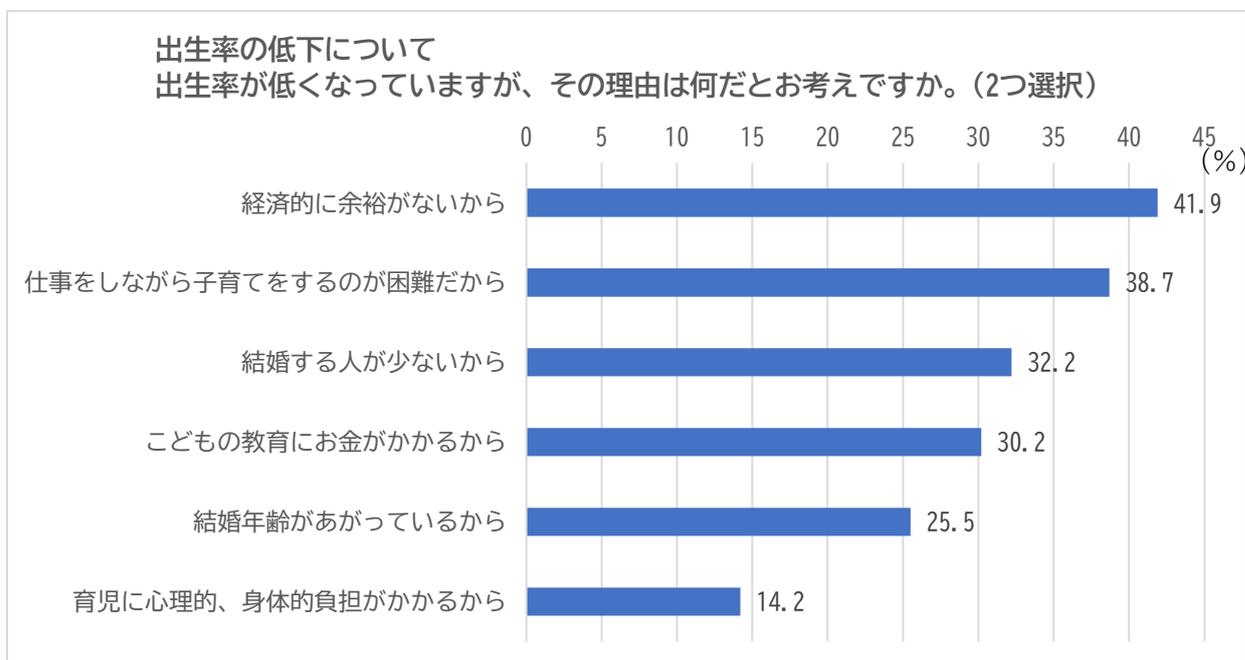
【施策】

取組内容	担当課
新規学卒就職者等への支援	
・「やまがた合同企業面談会」や学校関係者と企業との情報交換会への参加	商工観光課
若者にとって魅力ある地域づくりの推進	
・首都圏等で開催される移住フェアへの参加 ・おためし地域おこし協力隊の実施 ・地域おこし協力隊の任用による地方への移住・定着等の推進	総合政策課
・ハローワーク等関係機関との連携による地方における良質な雇用創出等の支援策の検討	商工観光課

③ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

【課題と基本的な考え】

- ・ 少子化が進行する背景に未婚者の増加があります。市民アンケートにおいても、少子化（出生率の低下）の理由として、「経済的に余裕がない」、「仕事をしながらの子育てが困難」のほか、「結婚する人が少ない」が多くなっています。そのため、地域住民による結婚を後押しする取り組みを支援するとともに、関係団体と連携し、結婚希望実現のための環境づくりに取り組みます。
- ・ 結婚希望が実現するための環境整備や結婚に伴う経済的負担の軽減を図ります。



(資料) 第5次東根市総合計画市民アンケート

【施策】

取組内容	担当課
結婚を希望する人への支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚新生活支援事業の実施による結婚生活支援 ・ 東根市結婚推進協議会「あい・ネット・ひがしね」が実施する未婚者同士が会う場を提供する活動への支援 ・ イベントに係る周知などネットワークの強化 	総合政策課

④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

【課題と基本的な考え】

- ・市こども家庭センターでは、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりするこども・若者やその家族に対する相談体制の充実を図っていきます。
- ・山形県で設置する若者相談支援拠点などを紹介するなど、家庭や学校、職場などで抱えてしまった悩みや不安について、こども・若者本人やそのご家族からの相談機関についての情報提供を行います。
- ・こころの健康について、セルフメンタルケアやこころのSOSサインに気づいた時の対処方法など、「SOSの出し方」や「SOSの受け止め方」の研修機会や各種相談支援やサポート体制について広報啓発を行います。

【施策】

取組内容	担当課
悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援の充実	
・ニートやひきこもり状態にあるこども・若者及びその家族に対する相談体制の確保・充実	健康推進課
こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等の周知	
・市報やホームページにおけるこころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等の発信・周知	健康推進課
悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげるための情報等の周知	
・身近な人のいつもと違う様子に気づいた時の対応リーフレットの作成・配置による情報等の周知	健康推進課

Ⅲ すべての保護者が安心して子育てができるよう支援します

- こどもの健やかな成長と保護者が安心して喜びを感じながら子育てができるよう、行政をはじめ地域や社会全体で見守り、支えていくことが重要であることから、様々な担い手が参画、協働してこどもと子育てを支えていく取り組みを進めていくことが重要です。
- 共働き世帯の増加や核家族化など子育て世帯のライフスタイルの変化にも対応しながら、保育サービス等の充実を図ることや子育て世帯の経済的負担の軽減、子育てに悩んだときに適切な支援を受けられる体制整備により、安心して生活、子育てを楽しむことができるように各種施策に取り組みます。
- 行政、地域、企業、NPOなど、社会を構成する多様な主体がそれぞれの立場で子育て支援に関わるとともに、互いに連携・協働することにより、社会全体で子育て応援の気運を盛り上げ、男女ともに仕事と家庭を両立して活躍できる環境づくりを目指します。

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減



【課題と基本的な考え】

- ・子育て家庭の経済的負担軽減やこどもが質の高い幼児教育・保育を受けることができる環境を整える一環として、幼児教育・保育の無償化を実施しています。無償化により、幼児教育・保育の利用が拡大し、保護者にとって保育サービスの選択の幅が広がり、教育機会の平等化が図られています。
- ・学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されており、小・中学校の就学にあたり、要保護世帯又は準要保護世帯に対して、学用品費や体育実技用具費、学校給食費等14項目について費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。学校教育費は年々上昇しているため、援助が必要な人が利用に繋がることができるように入學、進級などのタイミングに周知を重ね、制度の普及率向上に取り組みます。国では国公立問わず、高等学校等に通う家庭に対して経済的負担軽減施策の実施や高等教育を受ける家庭への経済的支援を実施しています。負担軽減のための制度は多岐に渡っているため、各々の家庭に適した制度を利用していく必要があります。各学校において進路相談の際に適切に情報提供を行い、助言できるように生徒に関わる教諭・職員の制度への理解度を高めます。
- ・家庭等における生活の安定や、次代の社会を担う児童の健やかな成長を資することを目的に児童を養育する者に児童手当を支給しています。児童手当制度の理解や児童手当の支給に関する手続きに漏れがないよう、母子健康手帳交付の際や出生届出等の機会を捉えて周知に取り組みます。
- ・こどもの健康な発育を支援し、こどもを生き育てやすい社会環境を整備するため、生まれてから高校生世代までの期間の通院及び入院に係る医療費の無償化（保険適用分）を継続して実施します。

【施策】

取組内容	担当課
幼児期から高等教育段階まで切れ目のない支援による負担軽減の推進	
・幼稚園、保育所、認定子ども園などを利用する3歳から5歳児クラス	こども家庭課

や住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのこどもの利用料の無償化 ・ 児童センターの保育料無償化 ・ 多子世帯やひとり親世帯、低所得世帯に対する副食費の無償化 ・ 多子世帯について上の兄弟姉妹の年齢制限撤廃 ・ 認可外保育施設における副食費無償化 ・ 小中学校入学応援給付金の支給	
・ 児童手当の支給と制度の周知	福祉課
・ 就学援助制度による支援	管理課
・ こどもが生まれてから高校生世代までの期間の通院及び入院に係る医療費の助成	市民課
・ (公財) 東根育英会による無利子での育英資金貸し付け ・ 「新やまがた就職促進奨学金返還支援事業」など就学支援制度の広報啓発	生涯学習課

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援



【課題と基本的な考え】

- ・子育てにおいて、ひとりで悩みを抱え込まないことや社会とのつながりを持ち続けることなどは虐待予防の観点からも大切です。そのためには、地域のすべての子どもと家庭を対象として、ニーズに応じた様々な子育て支援（地域子育て支援）を推進していくことが必要です。本市の実情を踏まえ、既存の支援を継続や拡充、そして、地域の子育て支援の新たな資源を開拓しながら、各家庭の実情を踏まえた必要性の高い伴走型支援に取り組みます。
- ・子どもの権利が守られる体罰のない社会を実現していくために、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援を受けられる環境の整備や体罰等が子どもに与える悪影響の啓発に努めていきます。
- ・一時的に家庭での保育が困難となった場合や保護者の心理的・身体的負担を軽減するために必要な支援体制の充実が課題となっています。一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する現状とニーズを把握し、NPOやその他各種団体とも協働で、様々な情報提供や相談・助言等を行い、安心して子育てができる環境を整備します。
- ・子育て家庭が子どもの基本的な生活習慣や自立心を育む教育を学ぶことや身近に相談相手がいらない保護者を支援することができるように、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

【施策】

取組内容	担当課
地域子ども・子育て支援事業の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターによる子育て支援、育児相談や年齢に応じた各種サロンの開催 ・子ども家庭センターやけやきホール・あそびあランドによる地域の身近な相談等の支援 	子ども家庭課
子どもの権利を尊重した子育て支援の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ・市報による体罰等によらない子育ての広報啓発 ・子どもまんなか月間（5月、11月）におけるさくらんぼタントクル 	子ども家庭課

センターでのポスター等の掲示	
一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等での一時保育の実施 ・ ファミリー・サポート・センターによる支援事業の実施 ・ ファミサポ会員の一時的預かり活動の実施 	こども家庭課
保護者に寄り添う家庭教育支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公民館等による家庭教育支援講座の開催 	生涯学習課

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大



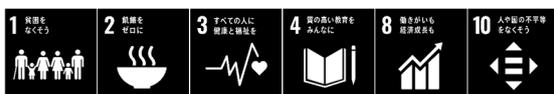
【課題と基本的な考え】

- ・女性の就業率が高まる一方で、依然として、固定的な性別役割分担が残っており、有償労働時間が男性、家事育児等の無償労働時間が女性に大きく偏るなど、家庭内の負担が女性に集中していることが、共働き・共育ての課題となっています。保護者及び養育者が協力しながら子育てをするためには、男性の家事育児参画に対する社会全体の意識改革や職場の協力及び育児休業制度の充実、長時間労働の是正、個々のニーズに応じた柔軟な働き方の推進など、官民一体となって取り組むことが重要です。企業に対し、国や県の制度の周知や好事例の紹介等を通して、共働き・共育てを後押ししていきます。また、母子保健事業や子育て支援センター事業において、男性の家事育児参加等について啓発し、男性の育児休業取得や夫婦で協力して子育てをすることが当たり前になる社会の実現を目指します。
- ・核家族化や地域のつながりが希薄化する中、身近な人に協力を求められない家庭が増加しています。家族や親族から支援を受けられない人の負担を軽減し、男性も女性も仕事と子育てが両立できるよう、こども家庭センターによる妊娠初期からの伴走型支援のほか、家事育児支援サービスの利用等、環境整備に取り組みます。

【施策】

取組内容	担当課
共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大の推進	
・男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の周知活動 ・子育て期のニーズに応じた柔軟な働き方に関する周知活動	総合政策課
・妊娠届出時における情報提供 ・パパサロン等、父親向け教室の周知	こども家庭課
・マタニティ教室等における情報提供・啓発	健康推進課
・子育て期の女性農業者が働きやすい環境整備や研修会の紹介	農林課
こども家庭センターによる環境整備の推進	
・産前産後ヘルパー派遣事業の実施	こども家庭課

(4) ひとり親家庭への支援



【課題と基本的な考え】

- ・ひとり親家庭の多くは、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないため、収入は共働き世帯と比べて低く、経済的な貧困と同時に、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすい状況にあるとされています。このため、ひとり親家庭への経済的支援として、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療給付、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の実施により、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。また、時間の貧困に対する支援として、ひとり親家庭子育て生活支援事業の制度案内や利用勧奨を行い、仕事と同時に子育てを担うひとり親家庭の日常生活の負担軽減に向けた支援に取り組みます。
- ・ひとり親家庭の生活基盤の安定と自立のためには、安定した就労に向けた支援が重要です。収入や雇用形態などより良い条件での就業に結び付く資格や技能取得を目指すひとり親家庭への支援として、自立支援促進給付金や高等職業訓練促進給付金、生活応援給付金等の支給を通じ、ひとり親家庭の就労を支援します。あわせて、ハローワークなど関係機関と連携し、就労相談の機会や職業情報の提供を行い、ひとり親家庭の状況に応じたきめ細かな就労支援に取り組みます。
- ・ひとり親家庭の状況が、こどもの学力や体験の機会等の格差につながらないように、ひとり親家庭のこどもを対象とした学習支援事業を実施し、学習機会の提供と基本的な生活習慣の習得を支援します。また、長期休暇中のひとり親家庭のこどもの居場所づくりを推進し、食事の提供や交流の機会を通して、ひとり親家庭の負担軽減を図ります。
- ・支援を必要とするひとり親家庭に必要な情報や支援が届くように、相談支援体制の整備・充実を図るとともに、ひとり親が利用できる福祉制度や相談窓口の情報を積極的に届けるなど、プッシュ型による相談支援を行う必要があります。ひとり親家庭が抱える子育て、就業、家計等の多岐にわたる不安や悩みに対し、必要かつ適切な助言ができるよう、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭に寄り添った支援を行います。また、ひとり親家庭応援センターやひとり親家庭就業・自立支援センター等関係機関と連携し、養育費確保や親子交流に関する広報啓発の推進、相談支援の強化について検討を進め、相談支援体制の充実を図ります。

【施策】

取組内容	担当課
生活基盤の安定・自立支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当制度の周知 ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知 ・自立支援促進給付金や高等職業訓練促進給付金、生活応援給付金等の支給 	こども家庭課
<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等医療給付制度の実施 	市民課
こどもへの学習支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等学習会の開催 ・ひとり親家庭等学習会の参加者に対する模試費用や大学等の受験費用の助成 	こども家庭課
相談支援体制の整備・充実	
<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援相談員の配置 ・ひとり親家庭応援センター、ひとり親家庭就業・自立支援センター、ハローワーク等関係機関との連携 ・ひとり親支援ポータルサイト「あなたの支え」の定期的更新、掲載情報の充実 	こども家庭課
親子交流の促進と養育費に関する相談支援や取決めの促進	
<ul style="list-style-type: none"> ・法テラス等弁護士相談の紹介 ・養育費等相談支援センターの周知、利用勧奨 	こども家庭課

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制・意見反映

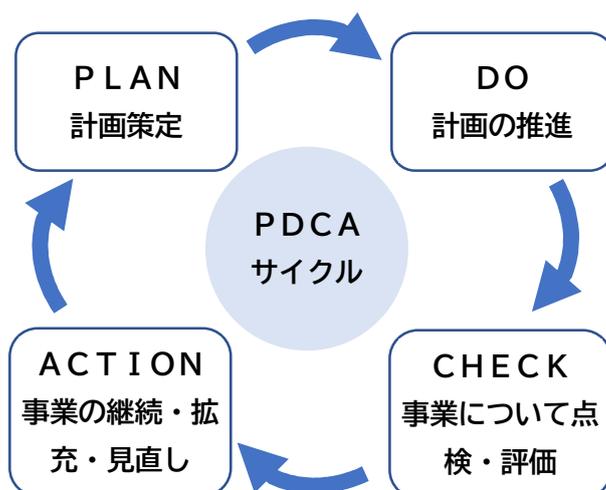
本計画は、全てのこども・若者と子育て当事者を対象とする計画であり、市民と幅広い分野の関係者が連携・協力して施策に取り組むことが必要不可欠です。実施にあたっては、庁内関係各課との十分な連絡・調整に努め、国・県の関係機関との連携を強化しながら、各種施策・事業の推進を図ります。また、施策・事業の推進にあたっては、市民やこども・子育て事業者等との連携や協働に向けた関係強化を図ります。

今後も、「東根市子ども・子育て会議」及び「東根市健康づくり推進協議会」を通じて、現状や課題の情報共有を図りつつ、計画を実行していきます。

また、計画の推進にあたっては、本計画の基本理念や様々な事業・取り組みについて、市民の意見を広く反映していくことが重要であることから、広報やホームページ、窓口等を通じて、計画の実施状況やこども・子育て支援に関わる施設や事業の情報について周知を図ります。

2 計画の実施状況の点検・評価・見直し

本計画の実施状況を適切に管理するため、「東根市子ども・子育て会議」において、基本目標、個別事業ごとに点検、評価を行います。PDCAサイクルに基づき、事業の進行管理を行いながら、その時々課題に対応した事業の方向性について、「東根市子ども・子育て会議」で意見を聴き、必要に応じて見直すものとします。



第6章 「えがお まんなか ひがしねし ～よりそい ささえ ともに そだつ まち～」の実現に向けた数値目標

計画全体及び各基本目標における成果を測るため、達成度の指標を設定して取組みます。

◎計画全体の達成度

項目	現状値 (令和6年)	目標値 (令和11年)	担当課	出典
最近の生活に満足しているこどもの割合	小学生 77.7% 中学生 76.9%	増加	こども家庭課	東根市こども計画に係るアンケート調査
悩んだり困ったときに相談している（できると思う）人が1人でもいるこどもの割合	小学生 98% 中学生 98%	増加	こども家庭課	東根市こども計画に係るアンケート調査
これからも東根市に住みたいこどもの割合	小学生 88% 中学生 69%	増加	こども家庭課	東根市こども計画に係るアンケート調査
これからも東根市で子育てをしたい保護者の割合	96%	増加	健康推進課	乳幼児健診 (4カ月児・1歳6カ月・3歳児)

◎基本目標1 すべてのこどもの幸せに寄り添った支援を行います

項目	現状値 (令和6年)	目標値 (令和11年)	担当課	出典
「こどもの権利条約」の認知度	小学生 32% 中学生 43.2% ※令和5年	増加	こども家庭課	「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の

				普及啓発方法の検討のための調査研究」（こども家庭庁）
「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがあるこどもの割合	小学生 37% 中学生 51%	増加	こども家庭課	東根市こども計画に係るアンケート調査
居場所（安心していられる所・ここにいたいと感じる所）だと思ふところが1つ以上あるこどもの割合	小学生 100% 中学生 99%	小学生 100% 中学生 100%	こども家庭課	東根市こども計画に係るアンケート調査
20歳未満の自殺者数	0人	0人	健康推進課	—

◎基本目標2 それぞれのライフステージにおける子育て・こどもの育ちを支援します

項目	現状値 (令和6年)	目標値 (令和11年)	担当課	出典
リスクを把握した妊婦に対して産前に状況確認をした割合	100%	100%	こども家庭課	—
新生児訪問時におけるエジンバラ産後うつ病質問票が9点以上の産婦の割合	5.7%	減少	健康推進課 こども家庭課	—
保育所待機児童の数	0人	0人	こども家庭課	—
こどもの居場所の箇所数 (東根市子どもの居場所運営支援事業費補助金受給団体数)	3か所	4か所	こども家庭課	—

◎基本目標3 すべての保護者が安心して子育てができるよう支援します

項目	現状値 (令和6年)	目標値 (令和11年)	担当課	出典
暮らしの状況について、「大変苦しい」「やや苦しい」と感じる世帯の割合	52.5%	減少	こども家庭課	山形県子ども生活実態調査
お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人がいる、また、相談できる場所がある割合	就学前児童の保護者 92.7% 小学生児童の保護者 95.8%	増加	こども家庭課	ニーズ調査
就学前児童保護者の育児休業取得率	母親 65.9% 父親 12.2%	増加	こども家庭課	ニーズ調査
父母が協力し合って家事・育児をしている割合	94%	増加	健康推進課	乳幼児健診 (4カ月児・1歳6カ月・3歳児)

第7章 参考資料

令和7年1月に市内のこどもの現状及び課題を把握し、計画の基礎資料とすることを目的として市立の小中学校に在籍する小学5年生、中学2年生にアンケート調査を実施しました。その中で、まちづくりに関して考えていることや市役所に伝えたいこととして、さまざまな意見が寄せられましたので、抜粋して紹介します。

【小学5年生】

○建物や施設、場所について

- ・ 遊べる建物や施設、場所を作ってほしい。
小学生でも行けるところ、室内のアスレチックみたいな遊び場所、こどもから大人まで行ける施設、他の市町村からも人が来る楽しい施設、こどもたちが平等に楽しめる場所
- ・ みんなが楽しく話し合えるような場所を、各地区に1つずつ作ってほしい。
- ・ 商業施設がほしい。
ショッピングモール、ファッションセンター、カードゲームショップ、コンビニエンスストア、スポーツ用品店 など
- ・ 医療機関を増やしてほしい。
- ・ 商店街を復活させてほしい。
- ・ 学校に遊具を設置してほしい。
- ・ 公園に遊具を設置してほしい。
- ・ 無料で使えるバスケットゴールがほしい。

○環境、交通、治安について

- ・ もっと緑を増やして、東根市に住む人が住みやすい地域にしてほしい。
- ・ 道路脇に草木が生い茂っているところを整えてほしい。
- ・ 家を増やすことより、緑を増やすことを優先してほしい。
- ・ 公園をきれいにしてほしい。
- ・ 東根市はいい所ですが、ゴミのポイ捨てが一番気になる。
- ・ 除雪をもっと頑張してほしい。
- ・ 融雪路を増やしてほしい。
- ・ 交通事故がないまちにしてほしい。
- ・ 車を運転している人で、ウインカーを出さない人や赤信号ぎりぎりを通ることがあるので、それをやめるような呼びかけをしてほしい。
- ・ もっといじめなどが少ないまちにしてほしい。

○教育、文化、イベントなどについて

- ・ 教育に力を入れてほしい。

- ・もっとほかの学校と交流する機会を増やしてほしい。
- ・まなびあテラスの本（物語の小説）を増やしてほしい。
- ・これからもひがしね祭りなどを続けてほしい。
- ・自然を大切にして文化や行事などを守り続けてほしい。
- ・イベントを増やしてほしい。
スポーツイベント など

○その他

- ・福祉の取り組みについて、ポスターなどによりもっとみんなに知ってもらったほうが良いと思う。
- ・果樹王国ひがしねと呼ばれているからその特色を広めるようにしてほしい。
- ・この地域の良さを生かして、これからも住みやすいまちづくりを続けてほしい。

【中学2年生】

○建物や施設、場所について

- ・遊ぶところを増やしてほしい。
遊園地、室内型の遊び場、未成年が楽しめる施設、老若男女問わず誰でも楽しめる場所、友達と遊べる場所
- ・東根市は遊び場が少なすぎると思う。休日はほかの市に行くことが多い。
- ・商業施設を増やしてほしい。
デパート、コンビニ、総合ディスカウントストア、中古販売店、スポーツ用品店、本屋
- ・カフェなどの飲食店を増やしてほしい。
- ・三中の近くにコンビニを増やしてほしい。
- ・もっとコンビニやスーパーを各地に設置してほしい。
- ・行きたいお店がこども一人だけで行くには遠いところがあるので、いろいろなところに増やしてほしい。
- ・まだ東根市にないお店(スタバとか)がほしい。
- ・娯楽施設を増やしてほしい。
ゲームセンター、カラオケ店
- ・タント館みたいなところが増えるといいと思う。
- ・公園を増やしてほしい。
- ・ボールを使える公園を増やしてほしい。
- ・体を動かせる大きく楽しい施設を作してほしい。
- ・陸上の競技場がほしい。
- ・クロスカントリーコースに屋根をつけてほしい。

- ・バレーボールコートがほしい。
- ・体育館の使用料金を無料にしてほしい。
- ・マンションを増やしてほしい。

○環境、交通、治安について

- ・東根市のジブリみたいな自然が素敵なところを全国に広めてほしい。
- ・都市のイルミネーションなどの人工的なきれいさではなく、お花の華やかさ、空、地などの自然な美しさを感じるまちがいいと思う。
- ・お花などできれいにしてほしい。
- ・ポイ捨てをしないまちにしてほしい。
- ・お菓子の袋などのゴミが多く見受けられるので、3、4ヶ月に一回くらいの頻度でゴミ拾いボランティアを開いてほしい。
- ・道路きれいにしてほしい。
- ・冬に学校に行きやすいようにしてほしい。
- ・気軽に使いやすいバスなど交通手段を増やしてほしい。
- ・バスの便数をもう少し増やしてほしい。
- ・交通手段が少なすぎる。バスの時間と日程が自分にまったく合わない。
- ・歩道をもっと広くしてほしい。
- ・自転車専用道路がほしい。
- ・スクランブル交差点は東根市に必要なのか。

○教育、文化、イベントなどについて

- ・期末テストがあったほうがいい。
- ・まなびあテラスの学習室のように無料で学習できる場所が欲しい。
- ・充実した部活動のできる環境がもっとほしい。
- ・実力主義の部活がしたい。
- ・イベントを増やしてほしい。

東根市限定のイベント、英語関連のイベント、スポーツイベント など

○その他

- ・緊急時のシュミレーションのため、市が主催となって地震の避難訓練をしてほしい。
- ・人口が減少して東根市がなくならないために、住みやすく便利なまちにしてほしい。
- ・寒河江市に負けないようにさくらんぼを宣伝してほしい。
- ・電子器具を有効に活用してほしい。
- ・工業団地を一か所にまとめることはできないか。
- ・東根市はこどもの医療費が無料といいまちだ。
- ・仙台市に人口が吸われていると感じているので、東根市もタワーマンションやオフィスビル、いろいろな商業施設を建設してほしい。